



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年4月1日 曜日 第3064号外3

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) ..... 1  
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 6  
 愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 6  
 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... ( 税務課 ) ..... 7  
 愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則..... ( 建築住宅課 ) ..... 8  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... ( 会計課 ) ..... 8

## 告 示

愛媛県青少年保護審議会規程の一部改正..... ( 男女参画・県民協働課 ) .....10  
 加入区の設定（特定養殖共済）..... ( 漁政課 ) .....11  
 加入区の設定及び廃止（養殖共済）..... ( " ) .....11  
 漁業の免許（3件）..... ( 水産課 ) .....18  
 県営住宅の家賃の収納事務の委託..... ( 建築住宅課 ) .....32

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( 人事課 ) .....33  
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... ( " ) .....63  
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... ( " ) .....67  
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... ( " ) .....84  
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... ( 人事課職員厚生室 ) .....88  
 愛媛県産業人材対策班規程..... ( 労政雇用課産業人材室 ) .....89

## 教育委員会規則

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則..... ( 高校教育課 ) .....90

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... ( 人事委員会事務局 ) .....91

## 人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正..... ( 人事委員会事務局 ) .....93  
 へき地等学校の指定の一部改正..... ( " ) .....93

## 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程..... ( 公営企業管理局総務課 ) .....94

## 公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令..... ( 公営企業管理局総務課 ) .....95

## 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（2件）..... ( 水産課 ) .....96

## 規 則

### ○愛媛県規則第23号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(室)

**第4条の2** 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
総合政策課	省略
地域スポーツ課	オリパラ・マスターズ推進室
省略	
労政雇用課	産業人材室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

**第7条** 省略

2～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 庁内働き方改革の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

**第8条** 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第10号及び第11号の事務は、プロモーション戦略室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 科学技術の振興に関すること。

(8) 知的財産に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

2～8 省略

(スポーツ・文化部各課の所掌事務)

**第8条の2** 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第5号、第6号及び第11号の事務は、オリパラ・マスターズ推進室が所掌する。

(1)～(10) 省略

(11) 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関すること。

2・3 省略

4 まなび推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

**第9条** 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) コミュニティ対策の推進に関すること。

(10) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(室)

**第4条の2** 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略	
総合政策課	省略
省略	
労政雇用課	雇用対策室
省略	

(総務部各課の所掌事務)

**第7条** 省略

2～5 省略

6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

**第8条** 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第8号及び第9号の事務は、プロモーション戦略室が所掌する。

(1)～(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

2～8 省略

(スポーツ・文化部各課の所掌事務)

**第8条の2** 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

2・3 省略

4 まなび推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

(8) 科学技術の振興に関すること。

(9) 知的財産に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

(県民環境部各課の所掌事務)

**第9条** 県民生活課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

- (11) 青少年の社会参加に関すること。
- (12) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (13) 再犯の防止等の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 男女参画・県民協働課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略

3～9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条 省略**

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 第35回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催準備に関すること。

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

**第12条 省略**

2 省略

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第11号までの事務は、産業人材室が所掌する。

- (1)～(10) 省略
- (11) 外国人材に関すること。

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 産業分野の人工知能及びインターネット・オブ・シングス活用関連施策の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第10号の事務は、産業復興支援室が所掌する。

- (1)～(5) 省略
- (6) 農商工連携の促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

2 男女参画・県民協働課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(6) 省略
- (7) コミュニティ対策の推進に関すること。
- (8) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 青少年の社会参加に関すること。
- (10) 青少年関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

3～9 省略

（保健福祉部各課の所掌事務）

**第10条 省略**

2～7 省略

8 長寿介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

（経済労働部各課の所掌事務）

**第12条 省略**

2 省略

3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第10号までの事務は、雇用対策室が所掌する。

- (1)～(10) 省略

4 産業創出課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 農商工連携の促進  
\_\_\_\_\_に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 産業の情報化及び情報関連産業の振興に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第9号の事務は、産業復興支援室が所掌する。

- (1)～(5) 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略

6・7 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

**第13条** 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) 省略

(16) 森林経営管理に関すること。

(17) 省略

8～11 省略

(職員)

**第24条** 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 復興監(愛媛県南予地方局に限る。)

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

2 省略

(さつき寮)

**第39条** 省略

2 さつき寮に寮長を置く。

3 さつき寮に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 主事

(2) その他の職員

(産業技術専門学校)

**第60条** 愛媛県立産業技術専門学校(以下「産業技術専門学校」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 産業技術専門学校に次の職員を置く。

(1)～(7) 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略

6・7 省略

(農林水産部各課の所掌事務)

**第13条** 省略

2～6 省略

7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) 省略

(16) 省略

8～11 省略

(職員)

**第24条** 地方局及びその出先機関に次の職員を置く。

(1)～(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

2 省略

(さつき寮)

**第39条** 省略

2 さつき寮に次の職員を置く。

(1) 寮長

(2) 主事

(3) その他の職員

(高等技術専門学校)

**第60条** 愛媛県立高等技術専門学校(以下「高等技術専門学校」という。)の業務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

2 高等技術専門学校に次の職員を置く。

(1)～(7) 省略

3 産業技術専門校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(農林水産研究所)

**第64条 省略**

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
畜産研究センター	省略	
	生産技術室	
	研究開発室	
省略		

3・4 省略

(東京事務所)

**第75条 省略**

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
産業振興課	立地・移住促進係、観光物産振興係、えひめブランド推進係

4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

**別表第1 (第5条関係)**

課	係
省略	
産業創出課	新事業支援係、情報連携ビジネス係
省略	

**別表第2 (第6条関係)**

幹事課	地方機関
省略	
産業政策課	計量検定所、産業技術研究所、産業技術専門校、中小企業労働相談所、大阪事務所
省略	

3 高等技術専門校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(農林水産研究所)

**第64条 省略**

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
畜産研究センター	省略	
	経営室	
	飼養技術室	
省略		

3・4 省略

(東京事務所)

**第75条 省略**

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

省略	
産業振興課	産業立地係____、観光物産振興係、えひめブランド推進係

4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 所付

(4) 省略

(5) 省略

**別表第1 (第5条関係)**

課	係
省略	
産業創出課	新事業支援係、農工商連携係、技術振興係、産学官連携係
省略	

**別表第2 (第6条関係)**

幹事課	地方機関
省略	
産業政策課	計量検定所、産業技術研究所、高等技術専門校、中小企業労働相談所、大阪事務所
省略	

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は高等技術専門校に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は産業技術専門校に勤務を命ぜられたものとする。

経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室雇用対策グループ担当係長	経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室産業人材グループ担当係長
子ども療育センター機能訓練グループ担当係長	子ども療育センターリハビリテーショングループ担当係長

新居浜高等技術専門校担当係長	新居浜産業技術専門校担当係長
新居浜高等技術専門校教務主任	新居浜産業技術専門校教務主任
新居浜高等技術専門校	新居浜産業技術専門校
今治高等技術専門校	愛媛中央産業技術専門校
宇和島高等技術専門校担当係長	宇和島産業技術専門校担当係長
宇和島高等技術専門校	宇和島産業技術専門校

○愛媛県規則第24号

愛媛県職員の仕事の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の仕事の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の仕事の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
(職の設置)		(職の設置)															
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の仕事は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の仕事は、次の表のとおりとする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>の事務部局</td> <td>                     局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員                 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	知事	省略	の事務部局	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>の事務部局</td> <td>                     局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監_____、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員                 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職	知事	省略	の事務部局	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監_____、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員	省略	
区分	職																
知事	省略																
の事務部局	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監、復興監、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員																
省略																	
区分	職																
知事	省略																
の事務部局	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、副参事、技幹、農業普及振興監_____、課長補佐、業務課長、主幹、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、工事検査専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画工事検査専門員、専門員、用地補償審査専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員																
省略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第25号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第3条関係）</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           省略            経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室            省略         </div>	<b>別表（第3条関係）</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           省略            経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室            省略         </div>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

平成31年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																					
<b>第10号様式（第1条関係）</b> 1 通知書兼不足税額等納額告知書 (表) 省略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">省 略</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">省 略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は国別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外国の法人税等の額の控除額 ④③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人</td> <td>仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④④</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子割額の控除額 ④⑤</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税</td> <td>租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑥</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑦</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤・④⑥+④⑦ ④⑧</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑨</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付すべき均等割額 エ - オ ④⑩</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省 略	省 略	省略			法 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は国別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④②			外国の法人税等の額の控除額 ④③			人	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④④	省略		利子割額の控除額 ④⑤	省略		税	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑥	省略		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑦	省略		割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤・④⑥+④⑦ ④⑧	省略		省 略				省略		省略		納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑨	省略			納付すべき均等割額 エ - オ ④⑩	省略	省略		<b>第10号様式（第1条関係）</b> 1 通知書兼不足税額等納額告知書 (表) 省略 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="13" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">省 略</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">省 略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法 外国の法人税等の額の控除額 ④②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人</td> <td>仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④③</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子割額の控除額 ④④</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">税</td> <td>租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑤</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑥</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤+④⑥ ④⑦</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑧</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付すべき均等割額 エ - オ ④⑨</td> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省 略	省 略	省略			法 外国の法人税等の額の控除額 ④②			人	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④③	省略		利子割額の控除額 ④④	省略		税	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑤	省略		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑥	省略		割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤+④⑥ ④⑦	省略		省 略				省略		省略		納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑧	省略			納付すべき均等割額 エ - オ ④⑨	省略	省略	
省 略			省 略	省略																																																																																		
		法 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は国別控除対象所得税額等相当額の控除額 ④②																																																																																				
		外国の法人税等の額の控除額 ④③																																																																																				
		人	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④④	省略																																																																																		
			利子割額の控除額 ④⑤	省略																																																																																		
		税	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑥	省略																																																																																		
			既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑦	省略																																																																																		
			割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤・④⑥+④⑦ ④⑧	省略																																																																																		
		省 略																																																																																				
		省略		省略																																																																																		
		納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑨	省略																																																																																			
		納付すべき均等割額 エ - オ ④⑩	省略	省略																																																																																		
	省 略	省 略	省略																																																																																			
法 外国の法人税等の額の控除額 ④②																																																																																						
人		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ④③	省略																																																																																			
		利子割額の控除額 ④④	省略																																																																																			
税		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ④⑤	省略																																																																																			
		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ④⑥	省略																																																																																			
		割 差引法人税割額 ④⑩・④⑪・④②・④③・④④・④⑤+④⑥ ④⑦	省略																																																																																			
省 略																																																																																						
省略		省略																																																																																				
納付すべき法人税割額 イ - ウ ④⑧		省略																																																																																				
納付すべき均等割額 エ - オ ④⑨		省略	省略																																																																																			

<table border="1"> <tr> <td>法人の県民税の納付すべき税額</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">④⑨ + ⑥⑩</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(裏) 省略</td> </tr> </table> <p>2 ~ 7 省略</p>	法人の県民税の納付すべき税額	省略	④⑨ + ⑥⑩		省略		省略		省略		省略		(裏) 省略		<table border="1"> <tr> <td>法人の県民税の納付すべき税額</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">④⑧ + ④⑨</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(裏) 省略</td> </tr> </table> <p>2 ~ 7 省略</p>	法人の県民税の納付すべき税額	省略	④⑧ + ④⑨		省略		省略		省略		省略		(裏) 省略	
法人の県民税の納付すべき税額	省略																												
④⑨ + ⑥⑩																													
省略																													
省略																													
省略																													
省略																													
(裏) 省略																													
法人の県民税の納付すべき税額	省略																												
④⑧ + ④⑨																													
省略																													
省略																													
省略																													
省略																													
(裏) 省略																													

附 則

- この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式 1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式 1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。

○愛媛県規則第27号

愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成29年愛媛県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>( 閱 覧 所 )</p> <p><b>第 2 条</b> 省略</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td> </td></tr> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> </table>		1 省略	2 省略	3 省略	4 省略	5 省略	<p>( 閱 覧 所 )</p> <p><b>第 2 条</b> 省略</p> <p><u>2 土木部道路都市局建築住宅課内に置く閲覧所にあつては登録簿の正本を、地方局建設部内及び土木事務所内に置く閲覧所にあつては登録簿の副本を備えるものとする。</u></p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> <tr><td>4 省略</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> </table>	1 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内	2 省略	3 省略	4 省略	5 省略	6 省略
1 省略													
2 省略													
3 省略													
4 省略													
5 省略													
1 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内													
2 省略													
3 省略													
4 省略													
5 省略													
6 省略													

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後	改 正 前
<p>( 会計管理者等の事務の一部委任 )</p> <p><b>第7条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、<u>第13号及び第15号</u>に掲げる会計事務を除く。)とする。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12)～(15) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務引継ぎ )</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 <u>前項</u>の規定により引継ぎを行うときは、前任者は、引継書(様式第2号)を2通作成し、1通は現金、有価証券、小切手帳、物品、証拠書類、帳簿、計算書その他関係書類を添えて後任者に引き継ぎ、他の1通は出納員にあつては会計管理者に、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務の委任を受けた出納員に提出しなければならない。この場合においては、帳簿に引継ぎの年月日を記入し、連署押印しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>( 前金払 )</p> <p><b>第59条</b> 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次<u>      </u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>土地又は土地に定着する物件に関する権利(不動産登記法(平成16年法律第123号)第3条に掲げる権利で県において同法による登記の嘱託に必要な情報を取得したものに限る。)</u>の代価</p> <p>(5) <u>土地又は家屋の買収、収用等により生ずる損失の補償金(家屋又は物件の移転料を除く。)</u></p> <p>2 省略</p> <p>( 基金又は公有財産に属する株券の不所持の申出の事前合議 )</p> <p><b>第129条の2</b> 保管金等出納通知者は、会社法(平成17年法律第86号)第217条第1項の規定に基づき、基金又は公有財産に属する株券を所持しないことを株券発行会社(同法第117条第7項に規定する株券発行会社をいう。)に申し出ようとするときは、あらかじめ会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>( 契約書の作成等 )</p> <p><b>第149条</b> 省略</p>	<p>( 会計管理者等の事務の一部委任 )</p> <p><b>第7条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、<u>第12号及び第14号</u>に掲げる会計事務を除く。)とする。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12)～(15) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 出納員、現金取扱員及び物品取扱員の事務引継ぎ )</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2 <u>本庁各課又は地方機関の長は、前項の規定による引継ぎの日時を、出納員にあつては会計管理者に、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務を委任した出納員に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による引継ぎには、本庁各課又は地方機関の長(地方局にあつては地方局長が、支所等を置く地方機関にあつては当該地方機関の長が指定する者)が立会人となるほか、必要があるときは、出納員にあつては会計管理者又は会計管理者の命ずる出納員若しくは会計員が、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務を委任した出納員又はその出納員の命ずる出納員以外の会計職員が立ち会うものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により引継ぎを行うときは、前任者は、引継書(様式第2号)を2通作成し、1通は現金、有価証券、小切手帳、物品、証拠書類、帳簿、計算書その他関係書類を添えて後任者に引き継ぎ、他の1通は出納員にあつては会計管理者に、現金取扱員及び物品取扱員にあつては当該事務の委任を受けた出納員に提出しなければならない。この場合においては、帳簿に引継ぎの年月日を記入し、連署押印しなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>( 前金払 )</p> <p><b>第59条</b> 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>( 基金又は公有財産に属する株券の不所持の申出の事前合議 )</p> <p><b>第129条の2</b> 保管金等出納通知者は、会社法(平成17年法律第86号)第217条第1項の規定に基づき、基金又は公有財産に属する株券を所持しないことを株券発行会社(同法第117条第6項に規定する株券発行会社をいう。)に申し出ようとするときは、あらかじめ会計管理者に合議しなければならない。</p> <p>( 契約書の作成等 )</p> <p><b>第149条</b> 省略</p>

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。

3 省略

様式第2号（第8条、第54条関係） 引継書

様式第2号（その1）

省略

様式第2号（その2） 省略

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係） 払込書

様式第11号（その1）・様式第11号（その2） 省略

様式第11号（その3）

領収済通知書 (指定代理納付) 省略
受付票 (指定代理納付) 省略
払込書兼領収書 (指定代理納付) 省略

注 省略

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、工事の請負契約以外の契約を締結する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者から電気、ガス若しくは水の供給を受けるとき、又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けるとき。

3 省略

様式第2号（第8条、第54条関係） 引継書

様式第2号（その1）

省略
立会人 本庁各課（地方機関）の長 氏名
同 職 氏名

注 1 室長の場合は、発令日現在の収入計算書、支出計算書、歳入歳出外現金出納計算書及び公金対照表を添えること。

2 地方局又は支所等を置く地方機関にあつては、「本庁各課（地方機関）の長」とあるのは、「地方局長（地方機関の長）に指定された者」とすること。

様式第2号（その2） 省略

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係）

様式第11号（その1）・様式第11号（その2） 省略

様式第11号（その3）

領収済通知書 (クレジット収納) 省略
受付票 愛媛県税口座振替分 (クレジット収納) 省略
(控え) 領収済通知書 (クレジット収納) 省略

注 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県会計規則様式第11号（その3）の規定による書類は、改正後の愛媛県会計規則様式第11号（その3）の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第268号

愛媛県青少年保護審議会規程（昭和42年12月愛媛県告示第1050号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 庶 務 )</p> <p><b>第 7 条</b> 審議会の庶務は、<u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> _____において処理する。</p>	<p>( 庶 務 )</p> <p><b>第 7 条</b> 審議会の庶務は、<u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u>において処理する。</p>

○愛媛県告示第269号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、一定の区域を次のように定める。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）

加入区の名 称	区 域
三崎加入区	三崎漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第270号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成26年 4月愛媛県告示第405号）及び加入区の設定（養殖共済）（平成27年 4月愛媛県告示第497号、平成28年 1月愛媛県告示第60号、平成28年10月愛媛県告示第1161号、平成30年 1月愛媛県告示第77号及び平成30年 4月愛媛県告示第386号）は、廃止する。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 かき養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第 1 加入区	燧特区第 7 号漁業権漁場の区域
燧灘第 2 加入区	燧特区第43号漁業権漁場の区域
燧灘第 3 加入区	燧特区第59号漁業権漁場の区域
燧灘第 4 加入区	燧特区第76号漁業権漁場の区域
燧灘第 5 加入区	燧特区第77号漁業権漁場の区域
燧灘第 6 加入区	燧特区第78号漁業権漁場の区域
燧灘第 7 加入区	燧特区第79号漁業権漁場の区域
燧灘第 8 加入区	燧特区第86号漁業権漁場の区域
燧灘第 9 加入区	燧特区第87号漁業権漁場の区域
宇和海第 1 加入区	宇特区第78号漁業権漁場の区域
宇和海第 2 加入区	宇特区第95号漁業権漁場の区域
宇和海第 3 加入区	宇特区第96号漁業権漁場の区域

宇和海第 4 加入区	宇特区第221号漁業権漁場の区域
宇和海第 5 加入区	宇特区第222号漁業権漁場の区域
宇和海第 6 加入区	宇特区第223号漁業権漁場の区域
宇和海第 7 加入区	宇特区第224号漁業権漁場の区域
宇和海第 8 加入区	宇特区第225号漁業権漁場の区域
宇和海第 9 加入区	宇特区第226号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇特区第231号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇特区第233号漁業権漁場の区域

2 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第 1 加入区	燧区第 2 号漁業権漁場の区域
燧灘第 2 加入区	燧区第 3 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 1 加入区	伊区第 1 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 2 加入区	伊区第 2 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 3 加入区	伊区第 3 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 4 加入区	伊区第 4 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 5 加入区	伊区第 5 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 6 加入区	伊区第 6 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 7 加入区	伊区第 7 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 8 加入区	伊区第 9 号漁業権漁場の区域
伊予灘第 9 加入区	伊区第12号漁業権漁場の区域
伊予灘第10加入区	伊区第13号漁業権漁場の区域
伊予灘第11加入区	伊区第14号漁業権漁場の区域
宇和海第 1 加入区	宇区第 1 号漁業権漁場の区域
宇和海第 2 加入区	宇区第 2 号漁業権漁場の区域
宇和海第 3 加入区	宇区第 3 号漁業権漁場の区域





宇和海第120加入区	宇区第133号漁業権漁場の区域
宇和海第121加入区	宇区第134号漁業権漁場の区域
宇和海第122加入区	宇区第135号漁業権漁場の区域
宇和海第123加入区	宇区第136号漁業権漁場の区域
宇和海第124加入区	宇区第137号漁業権漁場の区域
宇和海第125加入区	宇区第138号漁業権漁場の区域
宇和海第126加入区	宇区第139号漁業権漁場の区域
宇和海第127加入区	宇区第140号漁業権漁場の区域
宇和海第128加入区	宇区第141号漁業権漁場の区域
宇和海第129加入区	宇区第142号漁業権漁場の区域
宇和海第130加入区	宇区第143号漁業権漁場の区域
宇和海第131加入区	宇区第144号漁業権漁場の区域
宇和海第132加入区	宇区第145号漁業権漁場の区域
宇和海第133加入区	宇区第146号漁業権漁場の区域
宇和海第134加入区	宇区第147号漁業権漁場の区域
宇和海第135加入区	宇区第148号漁業権漁場の区域
宇和海第136加入区	宇区第149号漁業権漁場の区域
宇和海第137加入区	宇区第150号漁業権漁場の区域
宇和海第138加入区	宇区第151号漁業権漁場の区域
宇和海第139加入区	宇区第152号漁業権漁場の区域
宇和海第140加入区	宇区第153号漁業権漁場の区域
宇和海第141加入区	宇区第155号漁業権漁場の区域
宇和海第142加入区	宇区第156号漁業権漁場の区域
宇和海第143加入区	宇区第157号漁業権漁場の区域
宇和海第144加入区	宇区第158号漁業権漁場の区域
宇和海第145加入区	宇区第159号漁業権漁場の区域
宇和海第146加入区	宇区第160号漁業権漁場の区域
宇和海第147加入区	宇区第161号漁業権漁場の区域
宇和海第148加入区	宇区第162号漁業権漁場の区域

宇和海第149加入区	宇区第163号漁業権漁場の区域
宇和海第150加入区	宇区第164号漁業権漁場の区域
宇和海第151加入区	宇区第165号漁業権漁場の区域
宇和海第152加入区	宇区第166号漁業権漁場の区域
宇和海第153加入区	宇区第167号漁業権漁場の区域
宇和海第154加入区	宇区第168号漁業権漁場の区域
宇和海第155加入区	宇区第169号漁業権漁場の区域
宇和海第156加入区	宇区第170号漁業権漁場の区域
宇和海第157加入区	宇区第171号漁業権漁場の区域
宇和海第158加入区	宇区第172号漁業権漁場の区域
宇和海第159加入区	宇区第173号漁業権漁場の区域
宇和海第160加入区	宇区第174号漁業権漁場の区域
宇和海第161加入区	宇区第175号漁業権漁場の区域
宇和海第162加入区	宇区第176号漁業権漁場の区域
宇和海第163加入区	宇区第177号漁業権漁場の区域
宇和海第164加入区	宇区第178号漁業権漁場の区域
宇和海第165加入区	宇区第179号漁業権漁場の区域
宇和海第166加入区	宇区第180号漁業権漁場の区域
宇和海第167加入区	宇区第181号漁業権漁場の区域
宇和海第168加入区	宇区第182号漁業権漁場の区域
宇和海第169加入区	宇区第183号漁業権漁場の区域
宇和海第170加入区	宇区第184号漁業権漁場の区域
宇和海第171加入区	宇区第185号漁業権漁場の区域
宇和海第172加入区	宇区第186号漁業権漁場の区域
宇和海第173加入区	宇区第187号漁業権漁場の区域
宇和海第174加入区	宇区第188号漁業権漁場の区域
宇和海第175加入区	宇区第189号漁業権漁場の区域
宇和海第176加入区	宇区第190号漁業権漁場の区域

3 小割り式 1年魚はまち養殖業、小割り式 2年魚はまち養殖業、小割り式 3年魚はまち養殖業、小割り式 1年魚たい養殖業、小割

り式 2年魚たい養殖業、小割り式 3年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式 2年魚ふぐ養殖業、小割り式 3年魚ふぐ養殖業、小割り式 1年魚かんぱち養殖業、小割り式 2年魚かんぱち養殖業、小割り式 3年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式 1年魚すずき養殖業、小割り式 2年魚すずき養殖業、小割り式 3年魚すずき養殖業、小割り式 2年魚ひらまさ養殖業、小割り式 3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式 1年魚しまあじ養殖業、小割り式 2年魚しまあじ養殖業、小割り式 3年魚しまあじ養殖業、小割り式 2年魚まはた養殖業、小割り式 3年魚まはた養殖業、小割り式 4年魚まはた養殖業、小割り式 5年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式 2年魚めばる養殖業、小割り式 3年魚めばる養殖業、小割り式 4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第 1 加入区	燧特区第32号漁業権漁場の区域
燧灘第 2 加入区	燧特区第33号漁業権漁場の区域
燧灘第 3 加入区	燧特区第34号漁業権漁場の区域
燧灘第 4 加入区	燧特区第35号漁業権漁場の区域
燧灘第 5 加入区	燧特区第36号漁業権漁場の区域
燧灘第 6 加入区	燧特区第37号漁業権漁場の区域
燧灘第 7 加入区	燧特区第39号漁業権漁場の区域
燧灘第 8 加入区	燧特区第42号漁業権漁場の区域
燧灘第 9 加入区	燧特区第50号漁業権漁場の区域
燧灘第10加入区	燧特区第51号漁業権漁場の区域
燧灘第11加入区	燧特区第57号漁業権漁場の区域
燧灘第12加入区	燧特区第61号漁業権漁場の区域
燧灘第13加入区	燧特区第70号漁業権漁場の区域
燧灘第14加入区	燧特区第71号漁業権漁場の区域
燧灘第15加入区	燧特区第72号漁業権漁場の区域
燧灘第16加入区	燧特区第88号漁業権漁場の区域
燧灘第17加入区	燧特区第91号漁業権漁場の区域
燧灘第18加入区	燧特区第92号漁業権漁場の区域
伊予灘第 1 加入区	伊特区第 4号漁業権漁場の区域
伊予灘第 2 加入区	伊特区第10号漁業権漁場の区域
宇和海第 1 加入区	宇特区第 2号漁業権漁場の区域

宇和海第 2 加入区	宇特区第 3号漁業権漁場の区域
宇和海第 3 加入区	宇特区第 4号漁業権漁場の区域
宇和海第 4 加入区	宇特区第 5号漁業権漁場の区域
宇和海第 5 加入区	宇特区第 6号漁業権漁場の区域
宇和海第 6 加入区	宇特区第 7号漁業権漁場の区域
宇和海第 7 加入区	宇特区第 8号漁業権漁場の区域
宇和海第 8 加入区	宇特区第 9号漁業権漁場の区域
宇和海第 9 加入区	宇特区第10号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇特区第11号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇特区第12号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇特区第13号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇特区第14号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇特区第15号漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇特区第16号漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇特区第17号漁業権漁場の区域
宇和海第17加入区	宇特区第18号漁業権漁場の区域
宇和海第18加入区	宇特区第19号漁業権漁場の区域
宇和海第19加入区	宇特区第20号漁業権漁場の区域
宇和海第20加入区	宇特区第21号漁業権漁場の区域
宇和海第21加入区	宇特区第22号漁業権漁場の区域
宇和海第22加入区	宇特区第23号漁業権漁場の区域
宇和海第23加入区	宇特区第24号漁業権漁場の区域
宇和海第24加入区	宇特区第25号漁業権漁場の区域
宇和海第25加入区	宇特区第26号漁業権漁場の区域
宇和海第26加入区	宇特区第27号漁業権漁場の区域
宇和海第27加入区	宇特区第28号漁業権漁場の区域
宇和海第28加入区	宇特区第29号漁業権漁場の区域
宇和海第29加入区	宇特区第30号漁業権漁場の区域
宇和海第30加入区	宇特区第31号漁業権漁場の区域

宇和海第31加入区	宇特区第32号漁業権漁場の区域	宇和海第60加入区	宇特区第66号漁業権漁場の区域
宇和海第32加入区	宇特区第33号漁業権漁場の区域	宇和海第61加入区	宇特区第67号漁業権漁場の区域
宇和海第33加入区	宇特区第37号漁業権漁場の区域	宇和海第62加入区	宇特区第68号漁業権漁場の区域
宇和海第34加入区	宇特区第38号漁業権漁場の区域	宇和海第63加入区	宇特区第69号漁業権漁場の区域
宇和海第35加入区	宇特区第39号漁業権漁場の区域	宇和海第64加入区	宇特区第70号漁業権漁場の区域
宇和海第36加入区	宇特区第40号漁業権漁場の区域	宇和海第65加入区	宇特区第71号漁業権漁場の区域
宇和海第37加入区	宇特区第41号漁業権漁場の区域	宇和海第66加入区	宇特区第72号漁業権漁場の区域
宇和海第38加入区	宇特区第42号漁業権漁場の区域	宇和海第67加入区	宇特区第73号漁業権漁場の区域
宇和海第39加入区	宇特区第44号漁業権漁場の区域	宇和海第68加入区	宇特区第74号漁業権漁場の区域
宇和海第40加入区	宇特区第45号漁業権漁場の区域	宇和海第69加入区	宇特区第75号漁業権漁場の区域
宇和海第41加入区	宇特区第46号漁業権漁場の区域	宇和海第70加入区	宇特区第80号漁業権漁場の区域
宇和海第42加入区	宇特区第47号漁業権漁場の区域	宇和海第71加入区	宇特区第84号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点アは、基点から314度00分44秒1.169メートルの地点 点イは、基点から310度55分43秒1.581メートルの地点 点ウは、基点から335度34分54秒1.870メートルの地点 点工は、基点から344度11分04秒1.537メートルの地点
宇和海第43加入区	宇特区第48号漁業権漁場の区域	宇和海第72加入区	宇特区第84号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属板 点アは、基点から310度55分43秒1.581メートルの地点 点イは、基点から309度43分45秒1.835メートルの地点 点ウは、基点から331度43分31秒2.089メートルの地点 点工は、基点から335度34分54秒1.870メートルの地点
宇和海第44加入区	宇特区第49号漁業権漁場の区域	宇和海第73加入区	宇特区第87号漁業権漁場の区域
宇和海第45加入区	宇特区第50号漁業権漁場の区域	宇和海第74加入区	宇特区第88号漁業権漁場の区域
宇和海第46加入区	宇特区第51号漁業権漁場の区域	宇和海第75加入区	宇特区第89号漁業権漁場の区域
宇和海第47加入区	宇特区第52号漁業権漁場の区域	宇和海第76加入区	宇特区第90号漁業権漁場の区域
宇和海第48加入区	宇特区第53号漁業権漁場の区域	宇和海第77加入区	宇特区第91号漁業権漁場の区域
宇和海第49加入区	宇特区第55号漁業権漁場の区域	宇和海第78加入区	宇特区第92号漁業権漁場の区域
宇和海第50加入区	宇特区第56号漁業権漁場の区域	宇和海第79加入区	宇特区第93号漁業権漁場の区域
宇和海第51加入区	宇特区第57号漁業権漁場の区域	宇和海第80加入区	宇特区第99号漁業権漁場の区域
宇和海第52加入区	宇特区第58号漁業権漁場の区域	宇和海第81加入区	宇特区第100号漁業権漁場の区域
宇和海第53加入区	宇特区第59号漁業権漁場の区域		
宇和海第54加入区	宇特区第60号漁業権漁場の区域		
宇和海第55加入区	宇特区第61号漁業権漁場の区域		
宇和海第56加入区	宇特区第62号漁業権漁場の区域		
宇和海第57加入区	宇特区第63号漁業権漁場の区域		
宇和海第58加入区	宇特区第64号漁業権漁場の区域		
宇和海第59加入区	宇特区第65号漁業権漁場の区域		





宇和海第140加入区	宇特区第259号漁業権漁場の区域
宇和海第141加入区	宇特区第260号漁業権漁場の区域
宇和海第142加入区	宇特区第261号漁業権漁場の区域
宇和海第143加入区	宇特区第262号漁業権漁場の区域
宇和海第144加入区	宇特区第263号漁業権漁場の区域
宇和海第145加入区	宇特区第264号漁業権漁場の区域
宇和海第146加入区	宇特区第265号漁業権漁場の区域
宇和海第147加入区	宇特区第266号漁業権漁場の区域
宇和海第148加入区	宇特区第269号漁業権漁場の区域
宇和海第149加入区	宇特区第270号漁業権漁場の区域
宇和海第150加入区	宇特区第271号漁業権漁場の区域
宇和海第151加入区	宇特区第274号漁業権漁場の区域
宇和海第152加入区	宇特区第275号漁業権漁場の区域
宇和海第153加入区	宇特区第276号漁業権漁場の区域

宇和海第 2 加入区	宇特区第111号漁業権漁場の区域
宇和海第 3 加入区	宇特区第112号漁業権漁場の区域
宇和海第 4 加入区	宇特区第113号漁業権漁場の区域
宇和海第 5 加入区	宇特区第114号漁業権漁場の区域
宇和海第 6 加入区	宇特区第115号漁業権漁場の区域
宇和海第 7 加入区	宇特区第132号漁業権漁場の区域
宇和海第 8 加入区	宇特区第133号漁業権漁場の区域
宇和海第 9 加入区	宇特区第134号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇特区第212号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇特区第237号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇特区第239号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇特区第252号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇特区第267号漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇特区第268号漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇特区第272号漁業権漁場の区域
宇和海第17加入区	宇特区第273号漁業権漁場の区域
宇和海第18加入区	宇特区第277号漁業権漁場の区域

4 小割り式 2 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 3 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 4 年魚くろまぐろ養殖業又は小割り式 5 年魚くろまぐろ養殖業

加入区 名称	区 域
宇和海第 1 加入区	宇特区第43号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第271号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき平成31年 4 月 1 日次のように区画漁業を免許した。

平成31年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧特区第 1 号	四国中央市三島中央一丁目11番17号 三島漁業協同組合	平成30年12月21日付け 愛媛県告示第1223号のとおり	平成31年 4 月 1 日から 平成36年 3 月31日まで
燧特区第 2 号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	〃	〃
燧特区第 3 号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	〃	〃
燧特区第 4 号	〃	〃	〃
燧特区第 5 号	〃	〃	〃
燧特区第 6 号	〃	〃	〃
燧特区第 7 号	〃	〃	〃

燧特区第8号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地 1 西条市漁業協同組合	〃	〃
燧特区第9号	〃 〃	〃	〃
燧特区第10号	〃 〃	〃	〃
燧特区第11号	〃 〃	〃	〃
燧特区第12号	〃 〃	〃	〃
燧特区第13号	西条市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	〃	〃
燧特区第14号	〃 〃	〃	〃
燧特区第15号	〃 〃	〃	〃
燧特区第16号	西条市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合外 1 名	〃	〃
燧特区第17号	西条市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	〃	〃
燧特区第18号	西条市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合	〃	〃
燧特区第19号	〃 〃	〃	〃
燧特区第20号	〃 〃	〃	〃
燧特区第21号	〃 〃	〃	〃
燧特区第22号	今治市桜井五丁目13番58号 桜井漁業協同組合	〃	〃
燧特区第23号	〃 〃	〃	〃
燧特区第24号	越智郡上島町魚島一番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	〃	〃
燧特区第25号	〃 〃	〃	〃
燧特区第26号	〃 〃	〃	〃
燧特区第27号	越智郡上島町弓削下弓削839番地 3 弓削漁業協同組合	〃	〃
燧特区第28号	〃 〃	〃	〃
燧特区第29号	〃 〃	〃	〃
燧特区第30号	〃 〃	〃	〃
燧特区第31号	〃 〃	〃	〃
燧特区第32号	越智郡上島町岩城1530番地 岩城生名漁業協同組合	〃	〃
燧特区第33号	〃 〃	〃	〃
燧特区第34号	〃 〃	〃	〃
燧特区第35号	今治市伯方町叶浦甲1667番地の 3 伯方町漁業協同組合	〃	〃
燧特区第36号	〃 〃	〃	〃

燧特区第37号	” ”	”	”
燧特区第38号	” ”	”	”
燧特区第39号	” ”	”	”
燧特区第40号	” ”	”	”
燧特区第41号	” ”	”	”
燧特区第42号	” ”	”	”
燧特区第43号	” ”	”	”
燧特区第44号	” ”	”	”
燧特区第45号	今治市宮窪町宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	”	”
燧特区第46号	” ”	”	”
燧特区第47号	” ”	”	”
燧特区第48号	” ”	”	”
燧特区第49号	” ”	”	”
燧特区第50号	” ”	”	”
燧特区第51号	” ”	”	”
燧特区第52号	” ”	”	”
燧特区第53号	” ”	”	”
燧特区第54号	” ”	”	”
燧特区第55号	” ”	”	”
燧特区第56号	” ”	”	”
燧特区第57号	” ”	”	”
燧特区第58号	” ”	”	”
燧特区第59号	” ”	”	”
燧特区第60号	” ”	”	”
燧特区第61号	” ”	”	”
燧特区第62号	” ”	”	”
燧特区第64号	今治市吉海町仁江2192番地 津倉漁業協同組合	”	”
燧特区第65号	” ”	”	”
燧特区第66号	” ”	”	”

燧特区第67号	” ”	”	”
燧特区第68号	今治市大三島町浦戸1507番地 1 大三島漁業協同組合	”	”
燧特区第69号	” ”	”	”
燧特区第70号	” ”	”	”
燧特区第71号	” ”	”	”
燧特区第72号	” ”	”	”
燧特区第73号	” ”	”	”
燧特区第74号	” ”	”	”
燧特区第75号	” ”	”	”
燧特区第76号	” ”	”	”
燧特区第77号	” ”	”	”
燧特区第78号	” ”	”	”
燧特区第79号	” ”	”	”
燧特区第80号	” ”	”	”
燧特区第81号	” ”	”	”
燧特区第82号	” ”	”	”
燧特区第83号	” ”	”	”
燧特区第84号	” ”	”	”
燧特区第85号	” ”	”	”
燧特区第86号	” ”	”	”
燧特区第87号	” ”	”	”
燧特区第88号	今治市関前岡村甲80番地第 2 関前村漁業協同組合	”	”
燧特区第89号	” ”	”	”
燧特区第90号	” ”	”	”
燧特区第91号	今治市波方町小部甲153番地 3 小部漁業協同組合	”	”
燧特区第92号	” ”	”	”
伊特区第 1 号	松山市北条辻1456番地 北条市漁業協同組合	”	”
伊特区第 2 号	” ”	”	”
伊特区第 3 号	” ”	”	”

伊特区第4号	松山市小浜甲2824番地 中島漁業協同組合	〃	〃
伊特区第5号	松山市津和地600番地 中島三和漁業協同組合	〃	〃
伊特区第6号	〃 〃	〃	〃
伊特区第7号	〃 〃	〃	〃
伊特区第8号	〃 〃	〃	〃
伊特区第9号	〃 〃	〃	〃
伊特区第10号	〃 〃	〃	〃
伊特区第11号	〃 〃	〃	〃
伊特区第12号	〃 〃	〃	〃
伊特区第13号	〃 〃	〃	〃
伊特区第14号	松山市三津一丁目7番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊特区第15号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
伊特区第16号	〃 〃	〃	〃
宇特区第1号	〃 〃	〃	〃
宇特区第2号	八幡浜市大黒町五丁目1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇特区第3号	〃 〃	〃	〃
宇特区第4号	〃 〃	〃	〃
宇特区第5号	〃 〃	〃	〃
宇特区第6号	〃 〃	〃	〃
宇特区第7号	〃 〃	〃	〃
宇特区第8号	〃 〃	〃	〃
宇特区第9号	〃 〃	〃	〃
宇特区第10号	〃 〃	〃	〃
宇特区第11号	〃 〃	〃	〃
宇特区第12号	〃 〃	〃	〃
宇特区第13号	〃 〃	〃	〃
宇特区第14号	〃 〃	〃	〃
宇特区第15号	〃 〃	〃	〃
宇特区第16号	〃 〃	〃	〃

宇特区第17号	” ”	”	”
宇特区第18号	” ”	”	”
宇特区第19号	” ”	”	”
宇特区第20号	” ”	”	”
宇特区第21号	” ”	”	”
宇特区第22号	” ”	”	”
宇特区第23号	” ”	”	”
宇特区第24号	” ”	”	”
宇特区第25号	” ”	”	”
宇特区第26号	” ”	”	”
宇特区第27号	” ”	”	”
宇特区第28号	” ”	”	”
宇特区第29号	” ”	”	”
宇特区第30号	西予市明浜町狩浜 1 番耕地215番地 明浜漁業協同組合	”	”
宇特区第31号	” ”	”	”
宇特区第32号	” ”	”	”
宇特区第33号	” ”	”	”
宇特区第34号	” ”	”	”
宇特区第35号	” ”	”	”
宇特区第36号	” ”	”	”
宇特区第37号	” ”	”	”
宇特区第38号	” ”	”	”
宇特区第39号	” ”	”	”
宇特区第40号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	”	”
宇特区第41号	” ”	”	”
宇特区第42号	” ”	”	”
宇特区第43号	” ”	”	”
宇特区第44号	” ”	”	”
宇特区第45号	” ”	”	”

宇特区第46号	” ”	”	”
宇特区第47号	” ”	”	”
宇特区第48号	” ”	”	”
宇特区第49号	” ”	”	”
宇特区第50号	” ”	”	”
宇特区第51号	” ”	”	”
宇特区第52号	” ”	”	”
宇特区第53号	” ”	”	”
宇特区第54号	” ”	”	”
宇特区第55号	宇和島市榊形町二丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	”	”
宇特区第56号	” ”	”	”
宇特区第57号	” ”	”	”
宇特区第58号	” ”	”	”
宇特区第59号	” ”	”	”
宇特区第60号	” ”	”	”
宇特区第61号	” ”	”	”
宇特区第62号	” ”	”	”
宇特区第63号	” ”	”	”
宇特区第64号	” ”	”	”
宇特区第65号	” ”	”	”
宇特区第66号	” ”	”	”
宇特区第67号	” ”	”	”
宇特区第68号	” ”	”	”
宇特区第69号	” ”	”	”
宇特区第70号	” ”	”	”
宇特区第71号	” ”	”	”
宇特区第72号	” ”	”	”
宇特区第73号	” ”	”	”
宇特区第74号	” ”	”	”



宇特区第75号	” ”	”	”
宇特区第76号	” ”	”	”
宇特区第77号	” ”	”	”
宇特区第78号	” ”	”	”
宇特区第79号	宇和島市三浦西3566番地 5 三浦漁業協同組合	”	”
宇特区第80号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	”	”
宇特区第81号	” ”	”	”
宇特区第82号	” ”	”	”
宇特区第83号	” ”	”	”
宇特区第84号	” ”	外 1 名	”
宇特区第85号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	”	”
宇特区第86号	” ”	”	”
宇特区第87号	” ”	”	”
宇特区第88号	” ”	”	”
宇特区第89号	” ”	”	”
宇特区第90号	” ”	”	”
宇特区第91号	” ”	”	”
宇特区第92号	” ”	”	”
宇特区第93号	” ”	”	”
宇特区第94号	宇和島市築地町二丁目 5 番18号 つわつみ漁業協同組合	”	”
宇特区第95号	” ”	”	”
宇特区第96号	” ”	”	”
宇特区第97号	” ”	”	”
宇特区第98号	” ”	”	”
宇特区第99号	” ”	”	”
宇特区第100号	” ”	”	”
宇特区第101号	” ”	”	”
宇特区第102号	” ”	”	”
宇特区第103号	” ”	”	”

宇特区第104号	〃 〃	〃	〃
宇特区第105号	〃 〃	〃	〃
宇特区第106号	〃 〃	〃	〃
宇特区第107号	〃 〃	〃	〃
宇特区第108号	〃 〃	〃	〃
宇特区第109号	〃 〃	〃	〃
宇特区第110号	〃 〃	〃	〃
宇特区第111号	〃 〃	〃	〃
宇特区第112号	〃 〃	〃	〃
宇特区第113号	〃 〃	〃	〃
宇特区第114号	〃 〃	〃	〃
宇特区第115号	〃 〃	〃	〃
宇特区第116号	〃 〃	〃	〃
宇特区第117号	〃 〃	〃	〃
宇特区第118号	〃 〃	〃	〃
宇特区第119号	〃 〃	〃	〃
宇特区第120号	〃 〃	〃	〃
宇特区第121号	〃 〃	〃	〃
宇特区第122号	〃 〃	〃	〃
宇特区第123号	〃 〃	〃	〃
宇特区第124号	〃 〃	〃	〃
宇特区第125号	〃 〃	〃	〃
宇特区第126号	〃 〃	〃	〃
宇特区第127号	〃 〃	〃	〃
宇特区第128号	〃 〃	〃	〃
宇特区第129号	〃 〃	〃	〃
宇特区第130号	〃 〃	〃	〃
宇特区第131号	〃 〃	〃	〃
宇特区第132号	〃 〃	〃	〃

宇特区第133号	” ”	”	”
宇特区第134号	” ”	”	”
宇特区第135号	宇和島市津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	”	”
宇特区第136号	” ”	”	”
宇特区第137号	” ”	”	”
宇特区第138号	” ”	”	”
宇特区第139号	” ”	”	”
宇特区第140号	” ”	”	”
宇特区第141号	” ”	”	”
宇特区第142号	” ”	”	”
宇特区第143号	” ”	”	”
宇特区第144号	” ”	”	”
宇特区第145号	” ”	”	”
宇特区第146号	” ”	”	”
宇特区第147号	” ”	”	”
宇特区第148号	宇和島市津島町高田丙572番地 2 岩松漁業協同組合	”	”
宇特区第149号	宇和島市津島町嵐番外23番地 2 下灘漁業協同組合	”	”
宇特区第150号	” ”	”	”
宇特区第151号	” ”	”	”
宇特区第152号	” ”	”	”
宇特区第153号	” ”	”	”
宇特区第154号	” ”	”	”
宇特区第155号	” ”	”	”
宇特区第156号	” ”	”	”
宇特区第157号	” ”	”	”
宇特区第158号	” ”	”	”
宇特区第159号	” ”	”	”
宇特区第160号	” ”	”	”
宇特区第161号	” ”	”	”

宇特区第162号	〃 〃	〃	〃
宇特区第163号	〃 〃	〃	〃
宇特区第164号	〃 〃	〃	〃
宇特区第165号	〃 〃	〃	〃
宇特区第166号	〃 〃	〃	〃
宇特区第167号	〃 〃	〃	〃
宇特区第168号	〃 〃	〃	〃
宇特区第169号	〃 〃	〃	〃
宇特区第170号	〃 〃	〃	〃
宇特区第171号	〃 〃	〃	〃
宇特区第172号	〃 〃	〃	〃
宇特区第173号	〃 〃	〃	〃
宇特区第174号	〃 〃	〃	〃
宇特区第175号	〃 〃	〃	〃
宇特区第176号	〃 〃	〃	〃
宇特区第177号	〃 〃	〃	〃
宇特区第178号	〃 〃	〃	〃
宇特区第179号	〃 〃	〃	〃
宇特区第180号	〃 〃	〃	〃
宇特区第181号	〃 〃	〃	〃
宇特区第182号	〃 〃	〃	〃
宇特区第183号	〃 〃	〃	〃
宇特区第184号	〃 〃	〃	〃
宇特区第185号	〃 〃	〃	〃
宇特区第186号	〃 〃	〃	〃
宇特区第187号	南宇和郡愛南町鮪越166番地 3 愛南漁業協同組合	〃	〃
宇特区第188号	〃 〃	〃	〃
宇特区第189号	〃 〃	〃	〃
宇特区第190号	〃 〃	〃	〃

宇特区第191号	〃 〃	〃	〃
宇特区第192号	〃 〃	〃	〃
宇特区第193号	〃 〃	〃	〃
宇特区第194号	〃 〃	〃	〃
宇特区第195号	〃 〃	〃	〃
宇特区第196号	〃 〃	〃	〃
宇特区第197号	〃 〃	〃	〃
宇特区第198号	〃 〃	〃	〃
宇特区第199号	〃 〃	〃	〃
宇特区第200号	〃 〃	〃	〃
宇特区第201号	〃 〃	〃	〃
宇特区第202号	〃 〃	〃	〃
宇特区第203号	〃 〃	〃	〃
宇特区第204号	〃 〃	〃	〃
宇特区第205号	〃 〃	〃	〃
宇特区第206号	〃 〃	〃	〃
宇特区第207号	〃 〃	〃	〃
宇特区第208号	〃 〃	〃	〃
宇特区第209号	〃 〃	〃	〃
宇特区第210号	〃 〃	〃	〃
宇特区第211号	〃 〃	〃	〃
宇特区第212号	〃 〃	〃	〃
宇特区第213号	〃 〃	〃	〃
宇特区第214号	〃 〃	〃	〃
宇特区第215号	〃 〃	〃	〃
宇特区第216号	〃 〃	〃	〃
宇特区第217号	〃 〃	〃	〃
宇特区第218号	〃 〃	〃	〃
宇特区第219号	〃 〃	〃	〃

宇特区第220号	〃 〃	〃	〃
宇特区第221号	〃 〃	〃	〃
宇特区第222号	〃 〃	〃	〃
宇特区第223号	〃 〃	〃	〃
宇特区第224号	〃 〃	〃	〃
宇特区第225号	〃 〃	〃	〃
宇特区第226号	〃 〃	〃	〃
宇特区第227号	〃 〃	〃	〃
宇特区第228号	〃 〃	〃	〃
宇特区第229号	〃 〃	〃	〃
宇特区第230号	〃 〃	〃	〃
宇特区第231号	〃 〃	〃	〃
宇特区第232号	〃 〃	〃	〃
宇特区第233号	〃 〃	〃	〃
宇特区第234号	〃 〃	〃	〃
宇特区第235号	〃 〃	〃	〃
宇特区第236号	〃 〃	〃	〃
宇特区第237号	〃 〃	〃	〃
宇特区第238号	〃 〃	〃	〃
宇特区第239号	〃 〃	〃	〃
宇特区第240号	〃 〃	〃	〃
宇特区第241号	〃 〃	〃	〃
宇特区第242号	〃 〃	〃	〃
宇特区第243号	〃 〃	〃	〃
宇特区第244号	〃 〃	〃	〃
宇特区第245号	〃 〃	〃	〃
宇特区第246号	〃 〃	〃	〃
宇特区第247号	〃 〃	〃	〃
宇特区第248号	〃 〃	〃	〃

宇特区第249号	〃 〃	〃	〃
宇特区第250号	〃 〃	〃	〃
宇特区第251号	〃 〃	〃	〃
宇特区第252号	〃 〃	〃	〃
宇特区第253号	〃 〃	〃	〃
宇特区第254号	〃 〃	〃	〃
宇特区第255号	〃 〃	〃	〃
宇特区第256号	〃 〃	〃	〃
宇特区第257号	〃 〃	〃	〃
宇特区第258号	〃 〃	〃	〃
宇特区第259号	〃 〃	〃	〃
宇特区第260号	〃 〃	〃	〃
宇特区第261号	〃 〃	〃	〃
宇特区第262号	〃 〃	〃	〃
宇特区第263号	〃 〃	〃	〃
宇特区第264号	〃 〃	〃	〃
宇特区第265号	〃 〃	〃	〃
宇特区第266号	〃 〃	〃	〃
宇特区第267号	南宇和郡愛南町久良1200番地の2 久良漁業協同組合	〃	〃
宇特区第268号	〃 〃	〃	〃
宇特区第269号	〃 〃	〃	〃
宇特区第270号	〃 〃	〃	〃
宇特区第271号	〃 〃	〃	〃
宇特区第272号	〃 〃	〃	〃
宇特区第273号	〃 〃	〃	〃
宇特区第274号	〃 〃	〃	〃
宇特区第275号	〃 〃	〃	〃
宇特区第276号	〃 〃	〃	〃
宇特区第277号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第272号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき平成31年4月1日次のように区画漁業を免許した。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
内区第1号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	平成30年11月6日付け 愛媛県告示第1046号のとおり	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
内区第2号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1 西条市漁業協同組合 外1名	〃	〃
内区第3号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1 西条市漁業協同組合	〃	〃
内区第4号	〃 〃	〃	〃
内区第5号	西条市禎瑞676番地 高橋 昇 外5名	〃	〃
内区第6号	西条市上市203番地 渡部 孝子	〃	〃
内区第7号	今治市新谷甲298番地1 丹下 榮	〃	〃
内区第8号	〃 〃	〃	〃
内区第9号	〃 〃	〃	〃
内区第10号	〃 〃	〃	〃
内区第11号	今治市新谷甲593番地 渡邊 元	〃	〃
内区第12号	〃 〃	〃	〃
内区第13号	〃 〃	〃	〃
内区第14号	〃 〃	〃	〃
内区第15号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第273号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成31年4月1日次のように区画漁業を免許した。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第190号	宇和島市樹形町二丁目6番11号 宇和島漁業協同組合 外8名	平成30年12月28日付け 愛媛県告示第1282号のとおり	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第274号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社  
東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで



訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前									
別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						別表第1（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項									
事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	部 長	局 長	専決者		知 事	部 長	局 長	専決者	
		課 長	主 幹	課 長	主 幹										
1 省略															
2 公文 書に関 する事 務	1～12 省略														
	13 <u>特に重要な届出、報告等の処 理に関すること。</u>														
	14 <u>重要な届出、報告等の処理に 関すること。</u>														
	(1) <u>高度な判断を要するもの</u>														
	(2) <u>(1)以外のもの</u>														
	15 <u>軽易な届出、報告等の処理に 関すること。</u>														
	(1) <u>(2)以外のもの</u>														
(2) <u>定例的な届出、報告等</u>															
16 省略															
17 省略															
3～27 省略															
備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。 (1) 2の部9の項、12の項(1)、15の項(1)、16の項及び17の項 (2)～(9) 省略 2～5 省略 6 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。 (1) 2の部4の項、6の項、8の項、11の項及び14の項(1) (2)～(19) 省略 7～12 省略						備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。 (1) 2の部9の項、12の項(1)、13の項及び14の項 _____ (2)～(9) 省略 2～5 省略 6 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。 (1) 2の部4の項、6の項、8の項及び11の項 _____ (2)～(19) 省略 7～12 省略									



総合政策課	1～7 省略						
	8 科学技術の振興に関する事務	1 科学技術振興指針の策定及び変更	—				
		2 科学技術振興会議に関すること。		—			
		3 県立試験研究機関の評価に関する事務の総括に関すること。			—		
4 その他科学技術の振興に関すること。						—	

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属するスポーツ・文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
地域スポーツ課	1～3 省略					
	4 省略					
	5 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	室長
オリパラ・マスタニズ推進	1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する事務	1 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。				
		(1) 特に重要なもの	—			
		(2) 重要なもの		—		
		(3) 軽易なもの				—

総合政策課	1～7 省略					
-------	--------	--	--	--	--	--

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属するスポーツ・文化部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
地域スポーツ課	1～3 省略					
	4 スポーツ大会等の誘致に関する事務	1 スポーツ大会等の誘致に関すること。				
		(1) 国際規模及び全国規模のもの	—			
		(2) (1)以外のもの		—		
5 省略						
6 省略						

室	2 スポーツ大会等の誘致に関する事務	1 <u>スポーツ大会等の誘致に関すること。</u>				
		(1) <u>国際規模及び全国規模のもの</u>	—			
		(2) <u>(1)以外のもの</u>		—		
	3 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会に関する事務	1 <u>日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関すること。</u>				
		(1) <u>特に重要なもの</u>	—			
		(2) <u>重要なもの</u>		—		
		(3) <u>軽易なもの</u>				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
まなび推進課	1・2 省略					

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～16 省略						
	17 <u>コミュニティ情報の収集及び提供並びにコミュニティ活動の促進に関すること。</u>					—	

室	2 スポーツ大会等の誘致に関する事務	1 <u>スポーツ大会等の誘致に関すること。</u>				
		(1) <u>国際規模及び全国規模のもの</u>	—			
		(2) <u>(1)以外のもの</u>		—		
	3 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会に関する事務	1 <u>日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関すること。</u>				
		(1) <u>特に重要なもの</u>	—			
		(2) <u>重要なもの</u>		—		
		(3) <u>軽易なもの</u>				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
まなび推進課	1・2 省略					
	3 科学技術の振興に関する事務	1 <u>科学技術振興指針の策定及び変更</u>	—			
		2 <u>科学技術振興会議に関すること。</u>		—		
		3 <u>県立試験研究機関の評価に関する事務の総括に関すること。</u>		—		
		4 <u>その他科学技術の振興に関すること。</u>				—

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
県民生活課	1～16 省略						

に関する事務						
18 青少年対策に関する事務	1 青少年問題に係る施策の実施計画の策定	—				
に関する事務	2 青少年問題に係る施策の実施に関すること。				—	
19 青少年対策に係る連絡調整に関する事務	1 青少年対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。		—			
20 愛媛県青少年保護条例の施行に関する事務	1 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制に関すること。					
	(1) 不健全な興行並びに有害な図書類等及び玩具類等の指定(第4条第2項、第5条第2項、第5条の2第2項)		—			
	(2) 不健全な興行の指定の取消し(第4条第5項)		—			
	(3) 有害図書類等の陳列に係る措置命令(第5条第9項)		—			
	(4) 有害図書類等又は有害玩具類等の自動販売機等への収納に係る措置命令(第5条の7第4項)		—			
	(5) 不健全な広告物に係る措置命令(第7条第2項)		—			
	(6) ツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納に係る措置命令(第13条の5第3項)		—			
	(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告(第13条の10第4項)		—			
	(8) 公表に係る意見を述べる機会の付与(第13条の12第3項)			—		
	2 審議会への諮問(第16条第1項)		—			
	3 審議会専門委員への諮問(第16条第1項)				—	
	4 報告の徴収及び立入調査(第17条第1項)				—	

21 再犯 の防止 等の推 進に関 する事 務	1 地方再犯防止推進計画の策 定及び変更（再犯の防止等の 推進に関する法律第8条）	—				
	2 再犯の防止等の推進に関す る施策に係る関係機関との調 整に関すること。			—		
	3 再犯の防止等の推進に関す る施策の企画に関すること。		—			
	4 再犯の防止等の推進に関す る施策の実施に関すること。				—	

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	1～5 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	1～5 省略					
	6 コミ ュニ テイ 対策 の推 進に 関す る事 務	1 コミュニティ情報の収集及 び提供並びにコミュニティ活 動の促進に関すること。			—	
	7 青少 年対策 に関す る事 務	1 青少年問題に係る施策の実 施計画の策定	—			
		2 青少年問題に係る施策の実 施			—	
	8 青少 年対策 に係る 連絡調 整に関 する事 務	1 青少年対策に係る関係機関 との連絡調整			—	
	9 愛媛 県青少 年保護 条例の 施行に 関する 事務	1 青少年の健全な育成を阻害 するおそれのある行為の規制 に関すること。				
		(1) 不健全な興行並びに有害 な図書類等及びがん具類等 の指定（第4条第2項、第 5条第2項、第5条の2第 2項）		—		

(2) 不健全な興行の指定の取消し(第4条第5項)	—			
(3) 有害図書類等の陳列に係る措置命令(第5条第9項)	—			
(4) 有害図書類等又は有害が ん具類等の自動販売機等への 収納に係る措置命令(第 5条の7第4項)	—			
(5) 不健全な広告物に係る措 置命令(第7条第2項)	—			
(6) ツーショットダイヤル等 利用カードの自動販売機へ の収納に係る措置命令(第 13条の5第3項)	—			
(7) 公表(第13条の8)	—			
2 審議会への諮問(第16条第 1項)	—			
3 審議会専門委員への諮問 (第16条第1項)			—	
4 報告の徴収、資料の提出の 要求及び立入調査(第17条第 1項)				—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防 災 危 機 管 理 課	1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務(其 他の主 管に属 するもの を除く。)	1 省略			
		2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
		8 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
防 災 危 機 管 理 課	1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務(其 他の主 管に属 するもの を除く。)	1 省略			
		2 市町防災会議を設置しない こととした旨の報告の受理 (第16条第4項)			—
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 市町防災会議の協議会の設 置等の届出の受理(第17条第 2項、政令第12条第2項)			—
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			

9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	災害に関する警報に係る要請 (第55条)				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				

11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	派遣職員に関する資料の提出等 (第33条)				—
15	市町地域防災計画等の作成及び修正に係る報告の受理 (第42条第5項、第44条第3項)		—		
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	指定緊急避難場所の指定に係る通知の受理 (第49条の4第3項)				—
21	指定緊急避難場所の指定の取消しに係る通知の受理 (第49条の6第2項)				—
22	指定避難所の指定に係る通知の受理及び報告 (第49条の4第3項、第49条の7第2項、第3項)				—
23	指定避難所の指定の取消しに係る通知の受理及び報告 (第49条の6第2項、第49条の7第2項、第3項)				—
24	省略				
25	被害状況等の報告の受理 (第53条第1項)				—
26	被害状況等の報告 (第53条第2項)				—
27	災害に関する警報に係る通知等 (第55条)				
28	省略				
29	避難の指示等の報告の受理 (第60条第4項、第61条第4項)				—
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				



28 他都道府県知事等に対する 応援の要求（第74条第1 項、第74条の2第1項、第92 条第2項）				
29 内閣総理大臣による応援の 要求の要求（第74条の3第1 項）				
30 市町長に対する災害発生市 町村長の応援の要求（第74条 の2第2項、第74条の3第4 項）				
31 指定行政機関の長等に対す る応援の要求等（第74条の 4）				
32 省略				
33 従事命令等に係る損失補償 等の決定（第82条第1項、第 3項、第84条第2項）				
34 省略				
35 省略				
36 省略				
37 省略				
38 省略				
39 省略				
40 省略				
41 被災者に関する情報の提供 の要求（第86条の15第4項 _____）				
42 省略				
43 省略				
44 省略				

39 他都道府県知事等に対す る応援の要求（第74条第1 項_____、第92 条第2項）				
40 内閣総理大臣による応援の 要求の要求（第74条の2第1 項）				
41 市町長に対する災害発生市 町村長の応援の要求（第74条 の2第4項_____ _____）				
42 指定行政機関の長等に対す る応援の要求等（第74条の 3）				
43 省略				
44 従事命令等に係る損失補償 等の決定（第82条_____ _____、第84条第2項）				
45 広域一時滞在の協議等に係 る報告の受理（第86条の8第 2項、第6項、第7項）				—
46 省略				
47 内閣総理大臣への報告（第 86条の9第3項）				—
48 省略				
49 都道府県外協議先市町村長 からの報告の処理（第86条の 9第7項、第8項）				—
50 都道府県外協議元市町村長 に対する通知等（第86条の9 第9項）				—
51 都道府県外協議元市町村長 からの報告の処理（第86条の 9第11項、第12項）				—
52 都道府県外協議先市町村長 に対する通知（第86条の9第 13項）				—
53 省略				
54 省略				
55 省略				
56 省略				
57 省略				
58 被災者の安否情報の照会に 対する回答（第86条の15第1 項、第4項）				
59 省略				
60 省略				
61 省略				

	45 省略				
	46 省略				
	47 省略				
	48 省略				
2 ~ 4 省略					

	62 省略				
	63 省略				
	64 省略				
	65 災害時における市町の事務 の委託等の届出の受理（政令 第28条第3項）				—
	66 省略				
	67 指定行政機関の長等による 応急措置の代行を終了した旨 等の通知の受理（政令第33条 の6第3項）				—
	68 内閣総理大臣による広域一 時滞在の協議等の代行を終了 した旨等の通知の受理（政令 第36条の4第2項、第4項）				—
2 ~ 4 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
原子力 安全 対策 課	1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務（ 原子力 災害に 係るも のに限 る。）	1 ~ 6 省略			
		7 省略			
		8 省略			
		9 省略			
		10 省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者	
				防 災 安 全 統 括 部 長	局 長
原子力 安全 対策 課	1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務（ 原子力 災害に 係るも のに限 る。）	1 ~ 6 省略			
		7 派遣職員に関する資料の提 出等（第33条）			—
		8 市町地域防災計画等の作成 及び修正に係る報告の受理 （第42条第5項、第44条第3 項）	—		
		9 省略			
		10 省略			
		11 省略			
		12 省略			
		13 指定緊急避難場所の指定に 係る通知の受理（第49条の4 第3項）			—
		14 指定緊急避難場所の指定の 取消しに係る通知の受理（第 49条の6第2項）			—
		15 指定避難所の指定に係る通 知の受理及び報告（第49条の 4第3項、第49条の7第2 項、第3項）			—











	4 中長期的な計画の作成（法第15条第1項）						
31 省略							

	5 中長期的な計画の作成（法第14条第1項）						
	6 エネルギーの使用状況等の報告（法第15条第1項）						
31 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分					
			知事	専決者				
				部長	局長	課長	主幹	
循環型社会推進課	1・2 省略							
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略						
		2 廃棄物処理計画に関すること。						
		(1) 廃棄物処理計画の策定及び変更（第5条の5第1項、第4項）						
		(2) 省略						
		(3) 省略						
		3 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関すること。						
		(1)~(3) 省略						
		(4) 省略						
		(5) 省略						
		(6) 維持管理積立金の額の算定_____（第8条の5第4項_____）						
	(7) 省略							
	(8) 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
循環型社会推進課	1・2 省略						
	3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事務	1 省略					
		2 廃棄物処理計画に関すること。					
		(1) 廃棄物処理計画の策定_____（第5条の5第1項_____）					
		(2) 省略					
		(3) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の受理（第12条第9項、第12条の2第10項）					
		(4) 多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画の実施状況の報告の受理（第12条第10項、第12条の2第11項）					
		(5) 省略					
		3 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に関すること。					
		(1)~(3) 省略					
	(4) 利害関係者の意見書の受理（第8条第6項、第9条第2項）						
	(5) 省略						
	(6) 省略						
	(7) 維持管理積立金の額の算定及び通知（第8条の5第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下この部において「省令」という。）第4条の9第2項、第4条の10第2項）						
(8) 省略							
(9) 省略							







(1) 省略					
(2) 省略					
3～5 省略					
6 公的医療機関等の病床数削減措置命令（第7条の2第3項、第5項）					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 病院の開設者に対する措置命令（第24条の2第1項）			—		
11 病院の開設者に対する業務の停止の命令（第24条の2第2項）			—		
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 医療計画の策定及び変更（第30条の4第1項、第18項、第30条の6）					
17 医療計画の策定に必要な他県との連絡調整（第30条の4第15項）					
18 医療計画の策定及び変更に係る意見の聴取（第30条の4第16項、第17項）					
19 省略					
20 省略					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					

(2) 変更の報告の受理（第6条の3第2項）					—
(3) 省略					
(4) 報告事項の公表（第6条の3第5項）					—
(5) 省略					
3～5 省略					
6 公的医療機関等の病床数削減措置命令（第7条の2第3項、第6項）					
7 病院の休止及び再開の届出の受理（第8条の2第2項）					—
8 病院の廃止の届出の受理（第9条）					—
9 省略					
10 省略					
11 地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び公表（第12条の2）					—
12 病院のエックス線装置以外の装置の届出の受理（第15条第3項）					—
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 医療計画の策定及び変更（第30条の4第1項、第16項、第30条の6）					
19 医療計画の策定に必要な他県との連絡調整（第30条の4第13項）					
20 医療計画の策定及び変更に係る意見の聴取（第30条の4第14項、第15項）					
21 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					
25 省略					
26 省略					

25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	医療法人等の定款又は寄附行為の変更の認可_____ (第54条の9第3項_____ 、第70条の18)				
33	医療法人等の解散の認可_____ (第55条第6項、第7項_____ 、第70条の15)				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	実施計画の変更の認定_____ (政令第5条の5 の4第1項_____)				

27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	医療法人の監事からの報告書の受理(第46条の8第4号)				—
34	医療法人の事業報告書等の届出の受理(第52条第1項、第70条の14)				—
35	省略				
36	医療法人等の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理(第54条の9第3項、第5項、第70条の18)				
37	医療法人等の解散の認可及び届出の受理(第55条第6項から第8項まで、第70条の15)				
38	清算人の届出の受理(第56条の6、第70条の15)				—
39	清算終了の届出の受理(第56条の11、第70条の15)				—
40	省略				
41	省略				
42	省略				
43	省略				
44	省略				
45	省略				
46	省略				
47	省略				
48	省略				
49	省略				
50	省略				
51	省略				
52	省略				
53	診療所の病床設置の届出の受理(政令第3条の3)				—
54	診療所の病床数等の変更の届出の受理(政令第4条第2項)				—
55	実施計画の変更の認可及び届出の受理(政令第5条の5の4第1項、第3項)				

	48	省略							
	49	省略							
2 ~ 23	省略								

	56	実施計画の実施状況を記載した書類等の受理（政令第5条の5の5）							—
	57	省略							
	58	医療法人の登記の届出の受理（政令第5条の12）							—
	59	医療法人の役員の変更の届出の受理（政令第5条の13）							—
	60	省略							
2 ~ 23	省略								

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
子育て支援課	1 ~ 6	省略								
	7	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行に関する事務	1	民間あっせん機関に関すること。						
		(1) 許可（第6条第1項、第10条第1項）	—							
		(2) 説明の要求等（第7条第2項、第12条第5項）				—				
		(3) 許可証の再交付（第10条第3項）							—	
		(4) 許可の有効期間の更新（第12条第2項）	—							
		(5) 改善命令（第15条）	—							
		(6) 許可の取消し（第16条第1項）	—							
		(7) 養子縁組あっせん事業の停止命令（第16条第2項）	—							
		(8) 指導及び助言（第38条）							—	
		(9) 報告の徴収及び立入検査（第39条第1項、第2項）							—	
		(10) 身分を示す証明書の交付（第39条第3項）								—
		8	省略							
	9	省略								
	10	省略								
	11	省略								
	12	省略								

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分							
			知事	専決者						
				部長	局長	課長	主幹			
子育て支援課	1 ~ 6	省略								
	7	省略								
	8	省略								
	9	省略								
	10	省略								
	11	省略								



(11) 介護支援専門員証の再交付 (省令第113条の25第1項 _____、旧省令第113条の25第1項 _____)									
(12) 省略									
(13) 省略									
(14) 省略									
(15) 省略									
5 登録試験問題作成機関に関すること。									
(1)・(2) 省略									
(3) 省略									
6 ~ 17 省略									
18 介護サービス情報の公表に関すること。									
(1) 報告に関する計画の策定 _____ (政令第37条の2の3第1項、第3項、旧政令第37条の2第1項、第3項)									
(2) 省略									
(3) 省略									
(4) 省略									
(5) 省略									
19 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。									
(1)~(3) 省略									

(13) 介護支援専門員証の再交付等 (省令第113条の25第1項、第3項、第4項、旧省令第113条の25第1項、第3項、第4項)									
(14) 省略									
(15) 省略									
(16) 省略									
(17) 省略									
5 登録試験問題作成機関に関すること。									
(1)・(2) 省略									
(3) 変更の届出の受理 (第69条の14第2項)									—
(4) 省略									
6 ~ 17 省略									
18 介護サービス事業者 (社会福祉法人である介護サービス事業者を除く。)に係る業務管理体制の整備に関すること。									
(1) 措置命令に係る公示 (第115条の34第4項、旧法第115条の34第4項)									—
19 介護サービス情報の公表に関すること。									
(1) 報告の受理 (第115条の35第1項、旧法第115条の35第1項)									—
(2) 報告に関する計画の策定及び公表 (政令第37条の2第1項、第3項、旧政令第37条の2第1項、第3項)									
(3) 公表 (第115条の35第2項、旧法第115条の35第2項)									—
(4) 省略									
(5) 省略									
(6) 省略									
(7) 省略									
20 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関に関すること。									
(1)~(3) 省略									
(4) 変更の届出の受理 (政令第37条の4第2項、第3項、旧政令第37条の4第2項、第3項)									—

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
20 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				
(1)~(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
21 介護保険事業支援計画等に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 医療保険者に対する報告の徴収等（第197条第4項、旧法第197条第3項）				
26 省略				
27 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関すること。				
(1) 省略				

(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
21 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターに関すること。				
(1)~(3) 省略				
(4) 変更の届出の受理（政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11、旧政令第37条の4第2項、第3項、第37条の11）				—
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
22 介護保険事業支援計画等に関すること。				
(1) 市町村介護保険事業計画の実績に関する評価の結果の報告の処理（第117条第8項、第118条第8項、旧法第117条第8項、第118条第8項）				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 医療保険者に対する報告の徴収等（第197条第3項、旧法第197条第3項）				
27 省略				
28 福祉用具専門相談員指定講習事業者に関すること。				
(1) 省略				
(2) 証明書の交付を受けた者の名簿の届出の受理（政令第4条第2項第2号イ）				—
(3) 変更並びに事業の廃止、休止及び再開の届出の受理（政令第4条第2項第2号ロ）				—



	(2) 省略				
	(3) 省略				
	28 省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				

	(4) 省略				
	(5) 省略				
	29 省略				
4	省略				
5	省略				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
13	省略				
14	省略				
15	省略				
16	省略				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～6 省略						
	7 省略						

別表第7（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部長	局長	課長	主幹
労政雇用課	1～6 省略						
	7 中小企業集団労務改善事業に関する事務	1 中小企業集団の指導				—	
	8 省略						
	9 勤労青少年の福祉に関する	1 勤労青少年福祉推進者制度の普及促進 2 勤労青少年の余暇の有効活用				—	

	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 省略						

	る事務	3 勤労青少年福祉施設の設置、運営及び指導					
	10 省略						
	11 省略						
	12 省略						
	13 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業人材室	1～5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
雇用対策室	1～5 省略				

別表第 8 (第 4 条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地・担い手対策室	1～3 省略				
	4 農地法の施行に関する事務	1 農地中間管理権及び利用権を設定すべき旨の裁定(第37条、第40条第1項、第41条第1項、第3項)			
		2 都道府県機構の意見聴取(第39条第4項、第41条第2項)			
	3～13 省略				
5～12 省略					

別表第 8 (第 4 条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地・担い手対策室	1～3 省略				
	4 農地法の施行に関する事務	1 農地中間管理権及び利用権を設定すべき旨の裁定(第37条、第40条第1項、第43条第1項、第3項)			
		2 都道府県機構の意見聴取(第39条第4項、第43条第2項)			
	3～13 省略				
5～12 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1 省略			
		2 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認(第11条第1項、第3項、第11条の17第1項、第3項、第11条の42第1項、第3項、第11条の48第1項、第3項、第11条の51第1項、第3項)			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1 省略			
		2 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認並びに信用事業規程等の変更の届出の受理(第11条、第11条の17、第11条の42、第11条の48、第11条の51 _____ )			

3～5 省略					3～5 省略				
6 責任準備金等に係る意見書に係る説明等の要求(第11条の40第3項)					6 責任準備金等に係る意見書の処理(第11条の40第2項、第3項)				
7～15 省略					7～15 省略				
16 農協の定款の変更の認可等(第44条第2項、第3項、第59条第2項、第61条第1項、第2項、第5項)					16 農協の定款の変更の認可等及び届出の受理(第44条第2項から第4項まで、第59条第2項、第60条、第61条)				
17 農協の信用事業の譲渡等の認可(第50条の2第3項)					17 農協の信用事業の譲渡等の認可及び信用事業又は共済事業の全部譲渡に係る届出の受理(第50条の2第3項、第7項、第50条の4第5項)				
					18 農協及び子会社等に係る業務報告書の受理(第54条の2第1項、第2項)				—
18 農協の設立、解散の決議及び合併の認可並びに設立認可の取消し(第59条、第61条第1項、第2項、第5項、第63条第2項、第64条第2項、第3項、第65条第2項、第3項)					19 農協の設立、解散の決議及び合併の認可並びに設立認可の取消し、解散及び組織変更の届出の受理(第59条、第61条第1項、第2項、第5項、第63条第2項、第64条第2項から第5項まで、第65条第2項、第3項、第73条の10、第80条)				
					20 農業協同組合連合会の法定解散の届出の処理(第64条第8項)				—
					21 休眠組合が事業を廃止していない旨の届出をすべき旨の官報公告等(第64条の2)				—
					22 農協が継続した旨の届出の受理(第64条の3第3項)				—
19 省略					23 省略				
20 省略					24 省略				
					25 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(以下この部において「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する意見の具申(改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この部において「旧法」という。)第73条の27第1項)				—

<p>21 農協</p> <p>に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出の命令（第93条第1項）</p>					
<p>22 省略</p>					
<p>23 農協、子会社等、信用事業受託者及び共済代理店の検査（第94条第1項から第6項まで）</p>					
<p>24 農協の業務会計等に関する監督上必要な措置（第94条の2）</p>					
<p>25 農協の法令等の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し（第95条）</p>					
<p>26 省略</p>					
<p>27 農協の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条第1項）</p>					
<p>28 省略</p>					
<p>29 省略</p>					
<p>30 業務報告書の提出、縦覧書類の縦覧の開始及び事業計画書等の提出の延期の承認（農業協同組合法施行規則第202</p>					
<p>26 農協及び改正法附則第9条の規定によりなお存続するものとされた愛媛県農業協同組合中央会（以下この部において「存続中央会」という。）に対する法令、定款、規約及び規程の遵守状況に関する必要な報告の徴収並びに一般状況資料の提出の命令（第93条第1項、旧法第93条第1項）</p>					
<p>27 省略</p>					
<p>28 農協、存続中央会、子会社等、信用事業受託者及び共済代理店の検査（第94条第1項から第6項まで、旧法第94条）</p>					
<p>29 農協及び存続中央会の業務会計等に関する監督上必要な措置（第94条の2、旧法第94条の2）</p>					
<p>30 農協及び存続中央会の法令等の違反に対する必要な措置、業務の停止及び役員の変更の命令並びに信用事業規程等の承認の取消し（第95条、旧法第95条）</p>					
<p>31 省略</p>					
<p>32 農協に対する処分又は命令を行う際の存続中央会への意見の聴取（旧法第95条の4）</p>					—
<p>33 農協及び存続中央会の総会決議、選挙及び当選の取消し（第96条第1項、旧法第96条第1項）</p>					
<p>34 農協等の不祥事件に関する届出の受理（第97条第12号、農業協同組合法施行規則（以下この部において「省令」という。）第231条第1項第22号）</p>					—
<p>35 農協等の不祥事件に関するもの以外の届出の受理（第97条、省令第231条第1項第1号から第21号まで）</p>					—
<p>36 省略</p>					
<p>37 省略</p>					
<p>38 業務報告書の提出、縦覧書類の縦覧の開始及び事業計画書等の提出の延期の承認（省令第202</p>					

		条第7項、第206条第2項、 第232条第5項)				
		31 省略				
		32 省略				
	2～13 省略					

		条第7項、第206条第2項、 第232条第5項)				
		39 省略				
		40 省略				
	2～13 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
農 産 園 芸 課	1～3 省略					
	4 農業 取締法 の施行 に関する 事務	1 農業に関する助言、指導等 (第28条)				
		2 販売者及び農業使用者に対する報告命令及び立入検査等 (第29条第1項、第3項)				
		3 販売者に対する農業の販売の制限又は禁止(第31条第2項、第4項 _____ )				
	5～16 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
農 産 園 芸 課	1～3 省略					
	4 農業 取締法 の施行 に関する 事務	1 販売者の届出の受理(県外 に住所を有する者に係るもの に限る。)(第8条)				—
		2 農業に関する助言、指導等 (第12条の4)				
		3 販売者及び農業使用者に対する報告命令及び立入検査等 (第13条_____)				
		4 販売者に対する農業の販売の制限又は禁止(第14条第2項、第4項、農業取締法施行 令第4条第3項)				
5～16 省略						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
林 業 政 策 課	1～16 省略						
	17 森林 経営管 理法の 施行に 関する 事務	1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募(第36条第1項)				—	

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
林 業 政 策 課	1～16 省略						

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長





分掌する。

(職務)

第12条 省略

2～10 省略

11 復興監は、上司の命を受け、地方局管内の平成30年7月豪雨等に  
係る災害復旧及び復興に関する事務を掌理し、当該事務を担当  
するグループに属する職員を指揮監督する。

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(58) 省略

(58)の2 介護保険法第197条第3項の規定に基づく市町長に対する報告の徴収並びに助言及び勧告に関すること。

(59)～(68)の9 省略

(68)の10 農業取締法第29条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること(ゴルフ場に係る農業等の集取及び立入検査に係るものに限る。)

(68)の11～(111) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の2 省略

(18)の3 省略

分掌する。

(職務)

第12条 省略

2～10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(58) 省略

(59)～(68)の9 省略

(68)の10 農業取締法第13条第4項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること(ゴルフ場に係る農業等の集取及び立入検査に係るものに限る。)

(68)の11～(111) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18)の2 省略

(18)の3 森林法第10条の11の規定に基づく所有権の移転等の調停に関すること。

(18)の4 森林法第10条の11の2第1項、第10条の11の3第1項、第10条の11の5第1項並びに第10条の11の6第1項及び第3項の規定に基づく分収育林契約を締結すべき旨等の裁定に関すること。

(18)の5 削除

(18)の6 森林法第10条の11の8の規定に基づく分収育林契約等の解除の承認に関すること。

(18)の7 省略





## 6 省略

( 地方局長の専決事項 )

**第14条** 省略

## 2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の26 省略

(8) 農薬取締法第17条第1項の規定に基づく販売者の届出の受理に関すること(県外に住所を有する者に係るものを除く。)

(9) 農薬取締法第28条の規定に基づく農薬に関する助言及び指導等に関すること。

(9)の2 農薬取締法第29条第1項及び第3項の規定に基づく販売者及び農薬使用者に対する報告命令及び立入検査等に関すること。

(9)の3～(52) 省略

## 6 省略

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の12 省略

(10)・(11) 省略

## 8・9 省略

( 土木事務所長等の専決事項 )

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の5 省略

(2)の6 削除

(2)の7～(12)の4 省略

(12)の5 港湾法第37条第1項及び同条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定に基づく港湾区域内の占用等の許可及び協議に関すること。

(12)の6～(12)の8の2 省略

(12)の8の3 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第15条第5項の規定に基づく公募占用計画に係る協議に関すること。

(12)の9～(13)の93 省略

(13)の93の2 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第8条の規定に基づく登録に関すること。

(13)の93の3 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第12条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。

(13)の93の4 省略

(13)の93の5 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第14条第1項の規定に基づく廃止の届出の処理に関すること。

(13)の93の6 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第22条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(13)の93の7 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第23条の規定に基づく指示に関すること。

(13)の93の8 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第24条の規定に基づく登録の取消しに関すること。

(13)の94～(26)の16 省略

## 6 省略

( 地方局長の専決事項 )

**第14条** 省略

## 2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7)の26 省略

(8) 農薬取締法第8条の規定に基づく販売者の届出の受理に関すること(県外に住所を有する者に係るものを除く。)

(9) 農薬取締法第12条の4の規定に基づく農薬に関する助言及び指導等に関すること。

(9)の2 農薬取締法第13条の規定に基づく販売者及び農薬使用者に対する報告命令及び立入検査等に関すること。

(9)の3～(52) 省略

## 6 省略

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部にに関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の12 省略

(9)の13 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第13条の規定に基づく登録簿の閲覧に関すること。

(10)・(11) 省略

## 8・9 省略

( 土木事務所長等の専決事項 )

**第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の5 省略

(2)の6 通送車の運行及び通送員の管理に関すること(南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。)

(2)の7～(12)の4 省略

(12)の5 港湾法第37条第1項の規定に基づく港湾区域内の占用等の許可に関すること。

(12)の6～(12)の8の2 省略

(12)の9～(13)の93 省略

(13)の93の2 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第8条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること。

(13)の93の3 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第12条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

(13)の93の4 省略

(13)の93の5 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第14条第1項の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。

(13)の94～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の93の8 \_\_\_\_\_ まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26 \_\_\_\_\_、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで、第13号の93の2から第13号の93の5まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から第13号の93まで、第13号の94から第13号の118まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10（同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。）、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）、復興監、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画検査室長（第5条及び別表第1の4の部1の項<sup>(1)</sup>ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長（担当事務に限る。）、納税室長、納税班長（担当事務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p><b>第5条</b> 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。） _____、総務県民室長、東予地方局防災対策室長、南予地方局防災対策室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業育成室長、産地戦略推進室長若しくは企画検査室長（第5条及び別表第1の4の部1の項<sup>(1)</sup>ウにおいて「室長」という。）又は主幹（担当事務に限る。）、課長補佐、中予地方局防災対策室長、地域政策班長（担当事務に限る。）、納税室長、納税班長（担当事務に限る。）若しくは検査室長（以下「主幹等」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。</p> <p>(3) 省略</p> <p>（代決者）</p> <p><b>第5条</b> 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p>

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	課長	省略	
	復興監	復興監が指定した職員	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1 公文書に関する事務	1~6 省略			
	7 特に重要な届出、報告等の処理に関すること。	—		
	8 重要な届出、報告等の処理に関すること。	—		
	9 軽易な届出、報告等の処理に関すること。			
	(1) (2)以外のもの			—
	(2) 定例的な届出、報告等			—
	10 省略			
	11 省略			
2・3 省略				
4 人事管理に関する事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員(以下「所属職員」という。)の身分及び服務に関すること。			
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(2)及び(3)に掲げるものを除く。)			
	ア・イ 省略			
	ウ 支局長、課長、室長、技幹及び復興監に係るもの			
	(ア)~(ウ) 省略			
	エ・オ 省略			
	(2)~(7) 省略			
	2・3 省略			
5~11 省略				

備考 1・2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	課長	省略	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		局長	専決者	
			部長	課長
1 公文書に関する事務	1~6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
2・3 省略				
4 人事管理に関する事務	1 職員及び管内の地方局に属する機関の職員(以下「所属職員」という。)の身分及び服務に関すること。			
	(1) 出張、休暇、育児休業等、職務専念義務の免除等(2)及び(3)に掲げるものを除く。)			
	ア・イ 省略			
	ウ 支局長、課長、室長及び技幹 _____ に係るもの			
	(ア)~(ウ) 省略			
	エ・オ 省略			
	(2)~(7) 省略			
	2・3 省略			
5~11 省略				

備考 1・2 省略

3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄

中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項(1)、9の項(1)、10の項及び11の項

(2)~(4) 省略

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項(1)、9の項(1)、10の項及び11の項

(2)~(4) 省略

5 省略

6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1) 1の部6の項(2)及び9の項(2)

(2)~(5) 省略

7 省略

8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

(1) 1の部2の項、5の項及び8の項

(2)~(5) 省略

9 復興監の担当事務に係るこの表1の部6の項及び9の項、10の部1の項(3)並びに11の部3の項の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」又は「主幹」とあるのは、「復興監」とする。

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (局長, 専決者: 部長, 課長, 主幹). Rows include 地域政策課 and 事務.

中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項(1)、7の項及び8の項

(2)~(4) 省略

4 防災対策室(中予地方局を除く。)、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画検査室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1) 1の部6の項(1)、7の項及び8の項

(2)~(4) 省略

5 省略

6 課長補佐、地域政策班長又は納税班長の担当事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長補佐」又は「班長」とし、主幹を置かない課又は室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1) 1の部6の項(2)

(2)~(5) 省略

7 省略

8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。

(1) 1の部2の項及び5の項

(2)~(5) 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

Table with columns: 組織名, 事務の種類, 事項, 決裁区分 (局長, 専決者: 部長, 課長, 主幹). Rows include 地域政策課 and 事務.

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～23 省略				
	24 介護 保険法の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 指定居宅サービス事業者に関すること。 (1)・(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		(7) 省略			
		(8) 省略			
		(9) 省略			
		(10) 省略			
		(11) 省略			
	5 省略				
	6 指定介護老人福祉施設に関すること。	(1) 省略			
		(2) 省略			
		(3) 省略			
		(4) 省略			

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1～23 省略				
	24 介護 保険法の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 指定居宅サービス事業者に関すること。 (1)・(2) 省略			
		(3) 聴聞決定予定日の通知（第70条第2項第7号の2）			—
		(4) 指定に係る通知（第70条第7項）			—
		(5) 意見の申出の受理（第70条第8項）			—
		(6) 省略			
		(7) 省略			
		(8) 省略			
		(9) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第75条）			—
		(10) 省略			
		(11) 省略			
		(12) 省略			
		(13) 勧告に従わない旨の公表（第76条の2第2項）			—
		(14) 省略			
		(15) 省略			
		(16) 省略			
		(17) 中核市からの届出の受理（第78条、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）			—
	5 省略				
	6 指定介護老人福祉施設に関すること。	(1) 省略			
(2) 聴聞決定予定日の通知（第86条第2項第5号の2）				—	
(3) 省略					
(4) 省略					
(5) 変更の届出の受理（第89条）				—	
(6) 省略					

(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
7 介護老人保健施設に関する こと。				
(1)・(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
8 介護医療院に関する こと。				
(1)・(2) 省略				

(7) 省略				
(8) 指定の辞退の申出に係る受 理（第91条）				—
(9) 省略				
(10) 勧告に従わない旨の公表 （第91条の2第2項）			—	
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 中核市からの届出の受理 （第93条、地方自治法施行令 第174条の49の11の2第2項）				—
7 介護老人保健施設に関する こと。				
(1)・(2) 省略				
(3) 聴聞決定予定日の通知（第 94条第3項第7号の2）				—
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 変更、廃止、休止又は再開 の届出の受理（第99条）				—
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 勧告に従わない旨の公表 （第103条第2項）				—
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 中核市からの届出の受理 （第104条の2、地方自治法施 行令第174条の49の11の2第2 項）				—
(18) 死亡又は失そうの届出の受 理（第105条、医療法第9条第 2項）				—
(19) エックス線装置の届出の受 理（第105条、医療法第15条第 3項）				—
(20) 省略				
8 介護医療院に関する こと。				
(1)・(2) 省略				
(3) 聴聞決定予定日の通知（第 107条第3項第10号）				—

(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
9 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 省略				
(8) 省略				

(4) 省略				
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 変更、廃止、休止又は再開の届出の受理（第113条）				—
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 勧告に従わない旨の公表（第114条の5第2項）				—
(14) 省略				
(15) 省略				
(16) 省略				
(17) 中核市からの届出の受理（第114条の7、地方自治法施行令第174条の49の11の2第2項）				—
(18) 死亡又は失踪の届出の受理（第114条の8、医療法第9条第2項）				—
(19) エックス線装置の届出の受理（第114条の8、医療法第15条第3項）				—
(20) 省略				
9 旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に関すること。				
(1) 聴聞決定予定日の通知（旧法第107条第3項第6号の2）				—
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 変更の届出の受理（旧法第111条）				—
(5) 省略				
(6) 省略				
(7) 指定の辞退の申出に係る受理（旧法第113条）				—
(8) 省略				
(9) 勧告に従わない旨の公表（旧法第113条の2第2項）				—
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				





12	省略				
13	指定地域密着型サービス事業者に関すること。				
	(1) 省略				
14	省略				
15	指定地域密着型介護予防サービス事業者に関すること。				
	(1) 省略				
16	省略				
17	市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収等（第197条第1項、第3項、旧法第197条第1項）				
18	介護員養成研修事業者に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 省略				
	(4) 省略				
25～31	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～15 省略				
	16 ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（農薬取締法第29条第4項）			
	17 省略				

12	省略				
13	指定地域密着型サービス事業者に関すること。				
	(1) 市町からの届出の受理（第78条の2第2項、第78条の11）				—
	(2) 省略				
14	省略				
15	指定地域密着型介護予防サービス事業者に関すること。				
	(1) 省略				
	(2) 市町からの届出の受理（第115条の20）				—
16	省略				
17	市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収（第197条第1項、旧法第197条第1項）				
18	介護員養成研修事業者に関すること。				
	(1)・(2) 省略				
	(3) 養成研修修了者の名簿の届出の受理（政令第3条第2項第2号イ）				—
	(4) 指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（政令第3条第2項第2号ロ）				—
	(5) 省略				
	(6) 省略				
25～31	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境保全課	1～15 省略				
	16 ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 身分を示す証明書の交付（農薬取締法第13条第4項）			
	17 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～6 省略				
	7 農地法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定（第28条第1項、第2項、農地法施行令第28条）			
		6～10 省略			
		11 省略			
	8～13 省略				
14 農薬取締法の施行に関する事務	1 農薬に関する助言及び指導等（第28条____）				
	2 報告命令及び立入検査等（第29条第1項、第3項）				
15～19 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
農村整備課	1～3 省略					
	4 土地改良法の施行に関する事務	1～4 省略				
		5 土地改良事業計画等の適否の決定_____（第8条第1項、第6項、第48条第9項、第84条）				
		6 省略				

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～6 省略				
	7 農地法の施行に関する事務	1～4 省略			
		5 和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定（第28条第1項、第2項、農地法施行令第26条）			
		6～10 省略			
		11 買受適格証明書の交付（国税滞納処分による農地等の公売の処理手続について（昭和58年2月24日）、民事執行法による農地等の売却の処理方法について（平成13年1月5日））			—
		12 省略			
8～13 省略					
14 農薬取締法の施行に関する事務	1 販売者の届出の受理（第8条）			—	
	2 農薬に関する助言及び指導等（第12条の4）				
	3 報告命令及び立入検査等（第13条_____）				
15～19 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
農村整備課	1～3 省略					
	4 土地改良法の施行に関する事務	1～4 省略				
		5 土地改良事業計画等の適否の決定及び公告等（第8条第1項、第6項、第48条第9項、第84条）				
		6 省略				
	7 役員の就任等の届出の処理（第18条第16項、第17項、第84条）			—		

	7 仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集（第29条の4第1項、第84条）				
	8 省略				
	9 特定受益者に対する賦課の認可（第36条第9項、第84条）				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査（第132条第1項、第133条第1項）				
	16 身分を示す証明書の交付（第132条第3項）	—			
	17 省略				
5～8 省略					

備考 1 省略

2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部2の項から6の項まで及び10の項から14の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

3 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表2の部1の項(3)、3の項(3)、5の項(2)及び6の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

	8 仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集（第29条の3第1項、第84条）				
	9 省略				
	10 特定受益者に対する賦課の認可（第36条第8項、第84条）				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 市町が定めた土地改良事業計画等の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の4第2項）		—		
	17 市町が定めた土地改良事業計画等の変更及び土地改良事業の廃止の報告の受理（第96条の2第6項、第96条の3第5項、第96条の4第2項）		—		
	18 土地改良事業の工事の完了の届出の処理（第113条の3第1項、第2項）		—		
	19 管轄登記所への届出（第113条の4）		—		
	20 土地改良事業に関連する土地改良区等に対する報告の徴収及び検査（第132条第1項、第133条_____）				
	21 省略				
	22 届出の受理（愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項、第3条）				—
5～8 省略					

備考 1 省略

2 支局の農村整備課、農村整備第一課及び農村整備第二課においては、この表2の部、3の部、4の部2の項から6の項まで及び11の項から19の項まで並びに5の部から7の部までの規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画検査室	1・3 省略				

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画検査室」とあるのは「農村整備課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「復興監」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画検査室	1・3 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
森林林業課	1 省略					
	2 森林法の施行に関する事務					
		1 省略				
	2 省略					
	3 省略					

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
森林林業課	1 省略					
	2 森林法の施行に関する事務	1 林地開発許可の申請の受理（第10条の2）			—	
		2 林地開発許可に付した条件に係る届出及び報告の受理（第10条の2）			—	
		3 省略				
		4 市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知（第10条の6第1項）			—	
		5 所有権の移転等の調停（第10条の11）	—			
		6 分収育林契約を締結すべき旨等の裁定（第10条の11の2第1項、第10条の11の5第1項、第10条の11の6第1項、第3項）	—			
		7 分収育林契約等の解除の承認（第10条の11の8）	—			
		8 省略				
		9 伐採等の届出の受理（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第15条、第19条第1項第1号）				—
		10 省略				
11 森林経営計画の変更の通知（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）（第13条、第19条第1項第1号、第3項）					—	

4	省略				
5	保安林等に関する許可 _____ _____ (第34条第1項、第2 項 _____、第 44条 _____ _____ )				
6	省略				
7	省略				
8	省略				
9	省略				
10	省略				
11	省略				
12	省略				
3 ~ 18	省略				
19 森林 経営管 理法の 施行に 関する 事務	1 確知所有者不同意森林に係る 裁定 (第17条、第20条第1項)	—			
	2 意見書の提出の機会の付与 (第18条第1項)	—			
	3 所有者不明森林に係る裁定 (第26条、第28条第1項)	—			
20	省略				

備考 1 省略

2 南予地方局においては、平成30年7月豪雨等に係る災害復旧及び復興に関するこの表4の部1の項(3)、2の項(3)、4の項(2)及び(3)、5の項(3)、6の項から8の項まで並びに9の項(3)に掲げる事務については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「復興監」として、同表の規定を適用する。

別表第5 (第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

12	省略				
13	包括承継届出の受理 (2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。) (第17条第2項、第19条第1項第1号)				—
14	保安林の指定及び解除の申請の受理 (第25条の2、第26条の2、第27条)				—
15	保安林及び保安施設地区の指定施業要件の変更の申請の受理 (第27条、第33条の2、第33条の3、第44条)				—
16	保安林等に関する許可及び届出の処理 (第34条第1項、第2項、第8項から第10項まで、第44条、森林法施行規則第60条第1項第5号から第9号まで、第63条第1項第3号、第4号)				
17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
3 ~ 18	省略				
19	省略				

備考 省略

別表第5 (第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長

管 理 課	1～8 省略					管 理 課	1～8 省略						
	9 港湾 法の施 行に関 する事 務	1 港湾区域内の占用等の許可及 び協議（第37条第1項、第3 項）					9 港湾 法の施 行に関 する事 務	1 港湾区域内の占用等の許可 （第37条第1項 ）					
		2 港湾協力団体に関すること。						2 臨港地区内における行為の届 出の処理（第38条の2）				—	
								3 港湾協力団体に関すること。					
		(1) 省略						(1) 指定の申請の受理（第41条 の2第1項）				—	
		(2) 省略						(2) 名称等の変更の届出の処理 （第41条の2第3項、第4 項）				—	
		(3) 省略						(3) 省略					
		3 省略						(4) 省略					
		4 省略						(5) 省略					
		5 省略						4 省略					
		6 省略						5 省略					
		7 省略						6 省略					
		8 省略						7 省略					
								8 省略					
								9 省略					
		10 海洋 再生可 能エネ ルギー 発電設 備の整 備に係 る海域 の利用 の促進 に関する法律 の施行 に関する事務	1 公募占用計画に係る協議（第 15条第5項）				—						
		11 省略						10 省略					
		12 省略						11 省略					
		13 省略						12 省略					
		14 省略						13 省略					
	15 省略					14 省略							
	16 省略					15 省略							
	17 省略					16 省略							
	18 省略					17 省略							
	19 省略					18 省略							
	20 省略					19 省略							

21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			
37	省略			

20	省略			
21	省略			
22	省略			
23	省略			
24	省略			
25	省略			
26	省略			
27	省略			
28	省略			
29	省略			
30	省略			
31	省略			
32	省略			
33	省略			
34	省略			
35	省略			
36	省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～15 省略				
	16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。 (1) 登録 _____ (第8条、第10条第3項から第5項まで、第11条第2項)			
		(2) 省略			
		(3) 報告の徴収(第22条)			—
		(4) 指示(第23条)			
		(5) 登録の取消し(第15条第1項第2号、第2項、第24条)	—		
17・18 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～15 省略				
	16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。 (1) 登録の申請の受理(第8条 _____ ) (2) 変更の届出の受理(第12条第1項) (3) 省略 (4) 廃止の届出の受理(第14条第1項)			—
17・18 省略					

別表第6(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹

別表第6(第4条関係)

土木事務所長及びダム管理事務所長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の種類	事項	決裁区分		
		所長	専決者	
			課長	主幹



1 公文書に関する事務	1～3 省略			
	4 重要な届出、報告等の処理に関すること。	—		
	5 軽易な届出、報告等の処理に関すること。			
	(1) (2)以外のもの		—	
	(2) 定例的な届出、報告等			—
	6 省略			
	7 省略			
2～8 省略				

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部6の項及び7の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては「管理課長」と、南予地方局大洲土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2 省略

3 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1) 1の部3の項(2)及び5の項(2)

(2)・(3) 省略

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1・2 省略				

1 公文書に関する事務	1～3 省略			
	4 省略			
	5 省略			
2～8 省略				

備考 1 土木事務所長の権限に属する事務に係るこの表1の部4の項及び5の項並びに4の部1の項(2)の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所にあつては「管理課長」と、南予地方局大洲土木事務所にあつては「事業管理課長」と、その他の土木事務所にあつては「用地管理課長」とする。

2 省略

3 主幹を置かない課に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1) 1の部3の項(2) \_\_\_\_\_

(2)・(3) 省略

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1・2 省略				
	3 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員(以下この部において「通送員」という。)の管理に関する	1 通送車の運行及び通送員の管理に関すること。			—



備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行に関する事務				
15～51 省略				
52 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。			
	(1) 登録 _____ (第8条、第10条第3項から第5項まで、第11条第2項)			
	(2) 省略			
	(3) 報告の徴収(第22条)		—	
	(4) 指示(第23条)			
(5) 登録の取消し(第15条第1項第2号、第2項、第24条)		—		
53 省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表7の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から3の部まで、4の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部まで、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から8の部まで及び11の部 \_\_\_\_\_ から53の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

15～51 省略				
52 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。			
	(1) 登録の申請の受理(第8条 _____)			
	(2) 変更の届出の受理(第12条第1項)		—	
	(3) 省略			
(4) 廃止の届出の受理(第14条第1項)				
53 省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表8の部1の項の適用については、同表事項の欄中「5,000万円」とあるのは、「1億円」とする。

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部から9の部まで及び12の部から53の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			
			所 長	課 長	主 幹				所 長	課 長	主 幹	
企 画 課	1～4 省略					企 画 課	1～4 省略					
	5 医療 法(昭 和23年 法律第 205号 )の施 行に関 する事 務	1～3 省略					5 医療 法(昭 和23年 法律第 205号 )の施 行に関 する事 務	1～3 省略				
		4 病院、診療所又は助産所に関する こと。						4 病院、診療所又は助産所に関する こと。				
		(1)～(14) 省略						(1)～(14) 省略				
		(15) 必要な措置の命令(第24条 の2第1項)	—									
		(16) 業務の停止の命令(第24条 の2第2項)	—									
		(17) 省略						(15) 省略				
		(18) 物件の提出命令及び立入検 査(第25条第2項)						(16) 物件の提出命令 _____ _(第25条第2項)				
		(19) 省略						(17) 省略				
		(20) 省略						(18) 省略				
		(21) 省略						(19) 省略				
		(22) 省略						(20) 省略				
		(23) 省略						(21) 省略				
		(24) 省略						(22) 省略				
		(25) 省略						(23) 省略				
(26) 省略				(24) 省略								
(27) 省略				(25) 省略								
(28) 省略				(26) 省略								
5～8 省略				5～8 省略								
6～21 省略					6～21 省略							

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 <u>受動喫煙防止に関すること。</u> (1) <u>喫煙可能室の設置に係る届出の受理（健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第6条）</u>		—
6・7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
6・7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～12 省略			
	13 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	1 土壌汚染状況調査に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) <u>報告の期限延長に係る認定（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項</u>		—
		(3) <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び取消し（第3条第1項ただし書、第6項、省令</u> <u>第21条）</u>		
		(4) 省略		
		(5) 省略		
		(6) 省略		
		(7) 省略		
		(8) <u>土地の形質変更の届出の受理（第3条第7項、第4条第1項）</u>		—
(9) <u>有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であつた土地の調査等の命令（第3条第8項）</u>		—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～12 省略			
	13 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関する事務	1 土壌汚染状況調査に関すること。		
		(1) 省略		
		(2) <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び取消し（第3条第1項ただし書、第6項、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下この項において「省令」という。）第21条）</u>		
		(3) 省略		
		(4) 省略		
		(5) 省略		
		(6) 省略		

		(10) 土地所有者等の地位の承継の届出の受理(省令第16条第5項)						(7) 土地所有者等の地位の承継の届出の受理(省令第16条第4項)						
								(8) 土地の形質変更の届出の受理(第4条第1項)				—		
		(11) 土壤汚染のおそれのある土地の調査等の命令(第4条第3項)						(9) _____調査等の命令(第4条第3項)						
		(12) 省略						(10) 省略						
14・15	省略							14・15	省略					
16	ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 省略						16	ゴルフ場における農薬使用の適正化に関する事務	1 省略				
		2 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下この項において「法」という。)の施行に関すること。								2 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下この項において「法」という。)の施行に関すること。				
		(1) ゴルフ場の経営者に対する農薬の安全知識の普及、情報の提供及び農薬使用に関する助言、指導その他の援助(法第28条—)								(1) ゴルフ場の経営者に対する農薬の安全知識の普及、情報の提供及び農薬使用に関する助言、指導その他の援助(法第12条の4)				
		(2) ゴルフ場の経営者に対する農薬使用に関する報告の徴収、農薬等の集取及び立入検査(法第29条第1項、第3項)								(2) ゴルフ場の経営者に対する農薬使用に関する報告の徴収、農薬等の集取及び立入検査(法第13条第1項、第3項)				
17	省略							17	省略					
備考 省略						備考 省略								

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>畜産研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>生産技術室</u></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>乳用牛の飼養管理の試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>乳用牛の能力検定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>乳用牛の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>酪農経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>研究開発室</p> <p>(1) <u>肉用牛及び豚の飼養管理の試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) _____肉用牛及び豚の能力検定に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第2条</b> 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>畜産研究センター</p> <p>省略</p> <p><u>経営室</u></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>畜産経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p><u>飼養技術室</u></p> <p>(1) <u>家畜_____の飼養管理の試験研究及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>乳用牛、肉用牛及び豚の能力検定に関すること。</u></p>

(4) 省略	(4) 省略
(5) 肉用牛及び豚の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究及び調査に関すること。	(5) 家畜_____の育種、繁殖、防疫、衛生及び治療に関する試験研究及び調査に関すること。
(6) <u>肉用牛経営及び養豚経営の改善に関する試験研究及び調査に関すること。</u>	
省略	省略
省略	省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局) <b>第7条</b> 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部県民生活局県民生活課</u> _____ に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部県民生活局県民生活課長</u> _____ の職にある者をもつて充てる。	(事務局) <b>第7条</b> 対策本部の事務を処理するため、 <u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課</u> に事務局を置く。 2 事務局に事務局長を置き、 <u>県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長</u> の職にある者をもつて充てる。

(愛媛県文書管理規程の一部改正)

**第4条** 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(令達の書式及び番号) <b>第44条</b> 省略 2 省略 3 令達の番号は、前項第1号及び第2号に掲げる令達にあつては暦年ごとの一連番号とし、同項第3号に掲げる令達にあつては会計年度ごとの <u>番号</u> _____ とする。 4 省略	(令達の書式及び番号) <b>第44条</b> 省略 2 省略 3 令達の番号は、前項第1号及び第2号に掲げる令達にあつては暦年ごとの一連番号とし、同項第3号に掲げる令達にあつては会計年度ごとの <u>一連番号</u> とする。 4 省略

(愛媛県食の安全安心推進班規程の一部改正)

**第5条** 愛媛県食の安全安心推進班規程(平成21年愛媛県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表(第3条関係)</b> 1・2 省略 3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課くらし安全・安心グループ担当係長(県民環境部長が指定するものに限る。)</u> 4～6 省略	<b>別表(第3条関係)</b> 1・2 省略 3 <u>県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ担当係長</u> _____ (県民環境部長が指定するものに限る。) 4～6 省略

(愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正)

**第6条** 愛媛県経済成長戦略推進班規程(平成21年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<b>別表(第3条関係)</b> 1～4 省略 <u>5 経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長</u> 6～9 省略	<b>別表(第3条関係)</b> 1～4 省略 <u>5 経済労働部産業雇用局労政雇用課雇用対策室長</u> 6～9 省略

(愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正)

第7条 愛媛県広報広聴推進班規程(平成22年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <p>1～4 省略</p> <p>5 企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室 <u>長</u></p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p>	<p><b>別表(第3条関係)</b></p> <p>1～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令**

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b>							<b>別表第2(第2条、第5条関係)</b>						
作業服等の貸与基準							作業服等の貸与基準						
貸与対象者		品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備 考	貸与対象者		品目	数量	着用 期間	貸与 期間	備 考
1 作 業員 の業 務に 従事 する 職員	(1)～(3) 省略						1 作 業員 の業 務に 従事 する 職員	(1)～(3) 省略					
	(4) 農林水産研究所畜産 研究センター、畜産研 究センター養鶏研究 所、林業研究センタ ー、水産研究センター 又は水産研究センター 栽培資源研究所に勤務 するもの		省略					(4) 農林水産研究所林業 研究センター		省略			



	(5)～(11) 省略						
2～23	省略						
24 計量検定所に勤務する職員のうち、計量検定業務に従事するもの	省略						
	作業ズボン	省略					
	防寒服	1	冬期	3年			
	省略						
25～30	省略						
31 復興監及び農地整備課又は地方局農村整備課、企画検査室、農村整備第一課、企画検査室、農村整備第二課、支局農村整備課、支局農村整備第一課若しくは支局農村整備第二課に勤務する職員のうち、土地改良事業の調査、測量、監督、指導、検査又は用地取得の業務に従事するもの	省略						
32～35	省略						
36 農林水産研究所畜産研究センター又は畜産研究センター養鶏研究所に勤務する職員のうち、試験研究業務、畜産若しくは養鶏の管理の業務又は場内管理の業務に従事するもの	省略						
	エンカ ン服	省略					
	ヘルメ ット	1	年間	3年			
	省略						
37 復興監及び林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高原森林林業課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略						
38～47	省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁中一般

愛媛県産業人材対策班規程を次のように定める。

平成31年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業人材対策班規程

(設置)

第1条 県の産業を担う人材の確保対策を迅速かつ強力に推進するため、経済労働部に産業人材対策班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 雇用状況の把握及び分析に関すること。
- (2) 県の産業を担う人材の確保及び育成に関すること。
- (3) 県内の雇用体制の整備に関すること。
- (4) 外国人材に関すること。
- (5) その他県の産業を担う人材の確保対策の推進に関し必要な事項  
(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、経済労働部産業雇用局長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

1	経済労働部産業雇用局長
2	企画振興部政策企画局総合政策課長
3	県民環境部県民生活局県民生活課長
4	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
5	経済労働部産業雇用局産業政策課長
6	経済労働部産業雇用局労政雇用課長
7	経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長
8	経済労働部観光交流局国際交流課長
9	農林水産部農政企画局農政課長
10	土木部土木管理局土木管理課長
11	教育委員会事務局管理部教育総務課長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>今治西高等学校伯方分校</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> <tr><td>6</td><td>省略</td></tr> </table>	1	今治西高等学校伯方分校	2	省略	3	省略	4	省略	5	省略	6	省略	<p>別表(第1条の2関係)</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>省略</td></tr> <tr><td>2</td><td>省略</td></tr> <tr><td>3</td><td>省略</td></tr> <tr><td>4</td><td>省略</td></tr> <tr><td>5</td><td>省略</td></tr> </table>	1	省略	2	省略	3	省略	4	省略	5	省略
1	今治西高等学校伯方分校																						
2	省略																						
3	省略																						
4	省略																						
5	省略																						
6	省略																						
1	省略																						
2	省略																						
3	省略																						
4	省略																						
5	省略																						

7 省略
8 省略

6 省略
7 省略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会規則**

○愛媛県人事委員会規則7 - 1216

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

**職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則**

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係)			別表第10(第3条関係)		
級 別 職 務 区 分 表			級 別 職 務 区 分 表		
1 行政職給料表級別職務区分表			1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
3 級	知事の事務 部局	省略 産業技術専門学校教務主任 省略	3 級	知事の事務 部局	省略 高等技術専門学校教務主任 省略
	省略			省略	
省略			省略		
5 級	知事の事務 部局	省略 _____ 省略 産業技術専門学校教頭 省略	5 級	知事の事務 部局	省略 所付 省略 高等技術専門学校教頭 省略
	省略			省略	
	警察の事務 部局	省略 I C T 統括官_____ 省略		警察の事務 部局	省略 I T 化対策統括官 省略
6 級	知事の事務 部局	省略 地方局健康福祉環境部地域福祉課長 中予地方局健康福祉環境部健康増進課長 省略 中予地方局健康福祉環境部環境保全課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康 増進課長 南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局環 境保全課長 南予地方局産業経済部復興監(6級) 省略 産業技術専門学校長	6 級	知事の事務 部局	省略 地方局健康福祉環境部地域福祉課長 _____ 省略 中予地方局健康福祉環境部環境保全課長 _____ 南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局環 境保全課長 _____ 省略 高等技術専門学校長

		省略
	省略	
7 級	知事の事務 部局	省略 技幹（7 級） 南予地方局産業経済部復興監（7 級） 省略
	省略	
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
5 級	課長補佐（5 級）に相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長 _____、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、隊付又は署付 省略
6 級	省略 専任課長補佐（6 級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長 _____、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
省略	

3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務 部局	_____省略
省略		

5～8 省略

		省略
	省略	
7 級	知事の事務 部局	省略 技幹（7 級） _____省略
	省略	
省略		

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
5 級	課長補佐（5 級）に相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、隊付又は署付 省略
6 級	省略 専任課長補佐（6 級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略
省略	

3 省略

4 医療職給料表(→)級別職務区分表

職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3 級	知事の事務 部局	本庁課長 省略
省略		

5～8 省略

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（医療職給料表(→)の適用範囲）</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員並びに同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する医師である職員 _____ に適用する。</p>	<p>（医療職給料表(→)の適用範囲）</p> <p>第3条 医療職給料表(→)は、子ども療育センター、保健所、衛生環境研究所及び心と体の健康センターに勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員、保健福祉部に勤務する医師で医療政策監及び局長の職にある職員、_____同部社会福祉医療局医療対策課に勤務する医師である職員並びに同部健康衛生局健康増進課に勤務する医師で課長の職にある職員に適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1(第2条関係)</b>			<b>別表第1(第2条関係)</b>		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務部局	省略	4 種	知事の事務部局	省略	4 種
	省略			省略	
	地方局健康福祉環境部支局環境保全課長			地方局健康福祉環境部支局環境保全課長	
	南予地方局産業経済部復興監			_____	
	省略	5 種	省略	5 種	
	産業技術専門校長		高等技術専門校長		
	省略		省略		
	省略		省略		
	産業技術専門校教頭		高等技術専門校教頭		
	省略		省略		
省略		省略			
備考 省略			備考 省略		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会告示**

○愛媛県人事委員会告示第1号

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等(平成11年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成31年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の号別区分等	事業又は事務所	労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1の号別区分等	事業又は事務所
省略		省略	
12	省略 産業技術専門校 省略	12	省略 高等技術専門校 省略
省略		省略	

○愛媛県人事委員会告示第2号

へき地等学校の指定(平成28年3月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 郡 名</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	市 郡 名	学 校 名	級 別 区 分	省略						省略			<p>1 へき地学校</p> <p>(1) 小学校の部</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">市 郡 名</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西条市</td> <td style="text-align: center;">西条市立浦山小学校</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	市 郡 名	学 校 名	級 別 区 分	省略			西条市	西条市立浦山小学校	1 級	省略		
市 郡 名	学 校 名	級 別 区 分																							
省略																									
省略																									
市 郡 名	学 校 名	級 別 区 分																							
省略																									
西条市	西条市立浦山小学校	1 級																							
省略																									

**公営企業管理規程**

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

**愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部を改正する管理規程**

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(病院の組織)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、<u>画像センター</u>、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、災害医療センター、臨床研修センター、入院サポートセンター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>別表第3</b>(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">病院</th> <th style="text-align: center;">係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県立中央病院</td> <td style="text-align: center;">省略 (薬剤部)薬事調剤係、薬品情報係、化学療法係、病棟薬剤係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第4</b>(第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">病院</th> <th style="text-align: center;">診 療 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県立中央病院</td> <td style="text-align: center;">内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、<u>脳神経内科</u>、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、</td> </tr> </tbody> </table>	病院	係の名称	愛媛県立中央病院	省略 (薬剤部)薬事調剤係、薬品情報係、化学療法係、病棟薬剤係	省略		病院	診 療 科	愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、 <u>脳神経内科</u> 、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、	<p>(病院の組織)</p> <p><b>第10条</b> 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、<u>愛媛PET-CTセンター</u>、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、災害医療センター、臨床研修センター、入院サポートセンター、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。</p> <p>3～5 省略</p> <p><b>別表第3</b>(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">病院</th> <th style="text-align: center;">係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県立中央病院</td> <td style="text-align: center;">省略 (薬剤部)薬事係、調剤係、薬品情報係、化学療法係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第4</b>(第12条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">病院</th> <th style="text-align: center;">診 療 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">愛媛県立中央病院</td> <td style="text-align: center;">内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、<u>神経内科</u>、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、</td> </tr> </tbody> </table>	病院	係の名称	愛媛県立中央病院	省略 (薬剤部)薬事係、調剤係、薬品情報係、化学療法係	省略		病院	診 療 科	愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、 <u>神経内科</u> 、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、
病院	係の名称																				
愛媛県立中央病院	省略 (薬剤部)薬事調剤係、薬品情報係、化学療法係、病棟薬剤係																				
省略																					
病院	診 療 科																				
愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、 <u>脳神経内科</u> 、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、																				
病院	係の名称																				
愛媛県立中央病院	省略 (薬剤部)薬事係、調剤係、薬品情報係、化学療法係																				
省略																					
病院	診 療 科																				
愛媛県立中央病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、 <u>神経内科</u> 、漢方内科、新生児内科、ペインクリニック内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、																				

	眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科		眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科
愛媛県立今治病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>脳神経内科</u> 、心療内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	愛媛県立今治病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>神経内科</u> 、心療内科、外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
愛媛県立南宇和病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科	愛媛県立南宇和病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
愛媛県立新居浜病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、麻酔科	愛媛県立新居浜病院	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、麻酔科

(愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県立病院の診療科目を定める管理規程(平成25年愛媛県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。		愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号。以下「条例」という。)第3条第2項第4号の表の各項の管理者が定める診療科は、次の表に掲げるとおりとする。	
1 省略		1 省略	
2 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立今治病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>脳神経内科</u> 、消化器外科、リハビリテーション科	2 条例第3条第2項第4号の表愛媛県立今治病院の項の管理者が定める診療科	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、 <u>神経内科</u> 、消化器外科、リハビリテーション科
3・4 省略		3・4 省略	

**附 則**

この管理規程は、公布の日から施行する。

**公営企業訓令**

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局  
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

**愛媛県公営企業事業所処務規則の一部を改正する訓令**

愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>画像センター</u></p> <p>(1) <u>放射線画像診断に関すること。</u></p> <p>(2) <u>放射線治療の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>画像センターの管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他画像診断に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>愛媛PET-CTセンター</u></p> <p>(1) <u>PET検査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>愛媛PET-CTセンターの管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他愛媛PET-CTセンターの有効活用に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>3～5 省略</p>

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**雑 報**

**○愛媛海区漁業調整委員会指示第115号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成31年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

**1 指示の内容**

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

**2 指示の有効期間**

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

**○愛媛海区漁業調整委員会指示第116号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

平成31年4月1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

**1 定義**

この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

**2 採捕の制限**

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

**3 承認対象者**

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、平成30年以前から宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

**4 承認対象漁船**

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

**5 承認証の備え付けの義務**

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

**6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止**

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

**7 承認の取消**

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

**8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止**

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

**9 事務取扱要領**

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

**10 指示の有効期間**

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。